

平成29年12月定例会 総務文教常任委員会記録

平成29年12月 5 日（火）

平成29年12月18日（月）

平成29年12月20日（水）

場所：鳥栖市議会 第1委員会室

目 次

平成29年12月 5 日（火）	7 頁
平成29年12月18日（月）	15 頁
平成29年12月20日（水）	85 頁

平成29年12月定例会審査日程

日 次	月 日	摘 要
第1日	12月5日(火)	開会 委員長の互選 副委員長の互選 委員席の指定
第2日	12月18日(月)	審査日程決定 議案審査(総務部) 議案乙第31号 議案甲第43号～議案甲第45号 議案乙第36号 <div style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</div> 議案審査(企画政策部) 議案乙第31号、議案乙第36号 <div style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</div> 報 告(企画政策部総合政策課、まちづくり推進課) 市庁舎整備基本計画の取組状況について 国家戦略特区に係るこれまでの提案状況 鳥栖駅東都市整備用地の払下げについて <div style="text-align: right;">〔報告、質疑〕</div> 陳 情 陳 情第13号 <div style="text-align: right;">〔協議〕</div> 議案審査(教育委員会事務局) 議案乙第31号、議案乙第36号 議案甲第39号 <div style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</div> 報 告(教育委員会事務局教育総務課) 給食センターの経過について <div style="text-align: right;">〔報告、質疑〕</div>

日 次	月 日	摘 要
第 3 日	12月20日(水)	<p>自由討議</p> <p>議案審査</p> <p>議案甲第39号、議案甲第43号～議案甲第45号</p> <p>議案乙第31号、議案乙第36号</p> <p style="text-align: right;">〔総括、採決〕</p> <p>総務文教常任委員会の閉会中の継続審査の件</p> <p style="text-align: right;">〔採決〕</p> <p>報 告（総務部財政課）</p> <p>佐賀県競馬組合の状況報告</p> <p style="text-align: right;">〔報告、質疑〕</p> <p>所管事務調査</p> <p>閉会</p>

12月定例会付議事件

1 市長提出議案

[平成29年12月18日付託]

議案乙第31号	平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）	[可決]
議案乙第36号	平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）	[可決]
議案甲第39号	鳥栖市条例を廃止する条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第43号	鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第44号	鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第45号	鳥栖市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	[可決]

[平成29年12月20日 委員会議決]

2 報告

佐賀県競馬組合の状況報告（総務部財政課）
市庁舎整備基本計画の取組状況について（企画政策部総合政策課）
国家戦略特区に係るこれまでの提案状況（企画政策部総合政策課）
鳥栖駅東都市整備用地の払下げについて（企画政策部まちづくり推進課）
給食センターの経過について（教育委員会事務局教育総務課）

3 陳情

陳情第13号 要望書 [協議]

4 その他

委員長の互選	[平成29年12月 5 日互選]
副委員長の互選	[平成29年12月 5 日互選]
委員席の指定	[平成29年12月 5 日指定]
総務文教常任委員会の閉会中の継続審査の件	[継続審査]
	[平成29年12月20日決定]

平成29年12月 5 日 (火)

1 出席委員氏名

委員長	下田	寛	委員	中村	直人
副委員長	松隈	清之	〃	飛松	妙子
委員	齊藤	正治	〃	竹下	繁己
〃	尼寺	省悟	〃	西依	義規

2 欠席委員氏名

なし

3 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 武田 隆洋

4 審査日程

委員長の互選
副委員長の互選
委員席の指定

5 傍聴者

なし

6 その他

なし

年長委員の紹介

武田隆洋議会事務局議事調査係主査

総務文教常任委員会担当書記の武田と申します。

よろしく願いいたします。

選任後、最初の委員会でありますので、委員会条例第8条第2項の規定により、年長委員が委員長の互選を行うことになっております。

本日の出席委員中、齊藤委員が年長の委員でありますので御紹介申し上げます。

齊藤委員、よろしく願い申し上げます。

齊藤正治委員（年長委員）

おはようございます。

それでは、総務文教委員会を進めさせていただきたいと思っております。

〰〰〰

開会

午前10時34分

開議

齊藤正治委員（年長委員）

ただいまより、委員会を開会いたします。

〰〰〰

委員長の互選

齊藤正治委員（年長委員）

早速でございますけれども、委員長の互選を行います。

委員長は委員会において互選することになっております。

どのような方法で選任したがよろしいか、皆さん方の御意見を賜りたいと思っております。

松隈清之委員

指名推選で、できればどうかと思っております。

齊藤正治委員（年長委員）

ただいま、指名推選という御意見出ましたけれども、ほかにございませんでしょうか。

中村直人委員

指名推選で結構だと思いますけれども、その前に、やはりそれぞれの会派の代表者で話を
していただいて、それから一緒に、もう副委員長のところまで含めてですね。ある程度の大
枠を決めていただければ、指名推選という形で。

ですから、会派の代表者で若干話をしてもらって、どこにするのかという話も含めてした
ほうがいいんじゃないかと思いますが。

その間の休憩をお願いしたいと思います。

齊藤正治委員（年長委員）

それでは、会派の代表者と……。

松隈清之委員

もう、それぞれ委員会もされてますんで、うちの委員会がそういうことを言っても、それ
ぞれ多分始まってると思うんですよね。（発言する者あり）

ここの会派の代表者ですか。

齊藤正治委員（年長委員）

それぞれの会派から出ておられますので、その代表者の方の中でお話をさせていただく、指
名推選という形ですね。

そのための休憩を取りたいと思いますけれども、よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ただいまより、休憩いたします。

午前10時36分休憩



午前10時40分開議

齊藤正治委員（年長委員）

それでは再開いたします。

先ほど、推選による委員長の互選ということでございましたけれども、どなたか推選を、
される委員を。

中村直人委員

総務文教常任委員長に、新風クラブの下田寛議員を推選したいと思いますので、よろしく
お願いしたいと思います。

齊藤正治委員（年長委員）

ただいま、下田議員を委員長に推選する旨の発言がありましたが、下田議員を委員長に選
任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしということでございますので、下田議員を委員長に選任することに決しました。



齊藤正治委員（年長委員）

委員長選出まで皆様方には協力をいただき、ありがとうございました。

これをもって下田委員長と交代させていただきます。ありがとうございました。

〔下田委員長、委員長席へ〕

下田寛委員長

改めまして皆さん、こんにちは。

ただいま、御推選いただきました下田寛でございます。

総務、そして教育の部門と鳥栖市でも大変な重責を担っている委員会でございます。これ
からの10年間に向けて、皆様としっかりとした議論を構築していきたいと思っておりますので、
何とぞ御協力のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、着座にて進めさせていただきます。



副委員長の互選

下田寛委員長

それでは、これより副委員長の互選を行います。

副委員長は、委員会において互選することになっておりますが、どういう方法で選任をし
たほうがよろしいのか、皆さんの御意見をいただきたいと思います。

中村直人委員

委員長選任と同様に、指名推選でお願いしたいと思っておりますので、指名推選の方法でいいかどうか、確認をさせていただきたいと思います。

下田寛委員長

ただいま、中村委員より指名推選でというお話をいただきましたが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、指名推選により副委員長の互選を行いたいと思います。

どなたか御推選いただく方、いらっしゃいましたら挙手にてお願いいたします。

飛松妙子委員

副委員長に、松隈清之議員を推選したいと思います。

下田寛委員長

ただいま、飛松委員より松隈議員を副委員長に推選する旨の発言がございましたが、松隈議員を副委員長に選任することに御異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、御異議なしと認めます。よって、松隈清之議員を副委員長に選任することに決しました。

松隈清之副委員長の御挨拶をお願いいたします。

松隈清之副委員長

ただいま、御推選いただきましてありがとうございます。

委員長を補佐し、副委員長として皆様方の御意見を深く賜わりながら委員会運営、進めていきたいと思っておりますので、今後とも御協力よろしくお願いいたします。

下田寛委員長

ありがとうございます。



委員席の指定

下田寛委員長

次の3番、委員席についてに移りたいと思います。

委員席の協議になりますが、一旦休憩とったほうがいいですかね。

もう、このまま（発言する者あり）

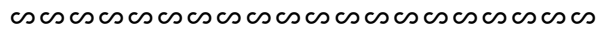
いいですか。

今、着席いただいている座席で指定をしていきたいと思いますが、これでいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

それでは、御異議なしですので、今の座席が皆さんの席ということで、指定をさせていただきます。



下田寛委員長

次に4番、その他ですが、その他の議題をお持ちの方いらっしゃいますでしょうか。

〔発言する者なし〕

よろしいですね。

それでは、以上で本日の委員会を散会いたします。

午前10時45分散会

総務文教常任委員会委員席表

下田 寛委員長

○



松隈清之副委員長 ○

尼寺省悟委員 ○

竹下繁己委員 ○

齊藤正治委員 ○

○ 中村直人委員

○ 西依義規委員

○ 飛松妙子委員

平成29年12月18日（月）

1 出席委員氏名

委員長	下田	寛	委員	中村	直人
副委員長	松隈	清之	〃	飛松	妙子
委員	齊藤	正治	〃	竹下	繁己
〃	尼寺	省悟	〃	西依	義規

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

総務部	長	野田	寿
総務課長兼選挙管理委員会事務局長		実本	和彦
総務課庶務防災係長		古賀	庸介
総務課文書法制係長		江下	剛
総務課長補佐兼職員係長		山本	英規
財政課	長	姉川	勝之
財政課財政係長		秋山	政樹
契約管財課	長	三橋	和之
契約管財課管財係長		中溝	雄二
契約管財課長補佐兼契約検査係長		森山	信二
会計管理者兼出納室長		松隈	久雄
選挙管理委員会事務局次長		立石	光顕
監査委員事務局長		岡本	昭徳
監査委員事務局次長		飛松	研二
議会事務局長		緒方	心一
議会事務局次長兼庶務係長		橋本	千春
議会事務局議事調査係長		横尾	光晴

企 画 政 策 部 長	石 丸 健 一
総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長	鹿 毛 晃 之
総合政策課長補佐兼政策推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室長補佐兼地方創生推進係長	田 中 秀 信
まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長	藤 川 博 一
まちづくり推進課都市計画係長	古 澤 貴 裕
まちづくり推進課長補佐兼鳥栖駅周辺整備推進室長補佐兼整備推進係長	下 川 広 輝
情 報 政 策 課 長	古 澤 哲 也
情報政策課情報政策係長	楠 和 久
情報政策課広報統計係長	熊 田 吉 孝
教 育 長	天 野 昌 明
教 育 次 長	白 水 隆 弘
教 育 総 務 課 長	江 寄 充 伸
教 育 総 務 課 総 務 係 長	原 祥 雄
学 校 教 育 課 長	平 川 富 久
学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事	木 村 嘉 身
学校教育課参事兼教育相談係長兼指導主事	中 島 達 也
学校教育課長補佐兼学校給食センター所長兼学校給食センター係長	豊 増 秀 文
学 校 教 育 課 学 校 教 育 係 長	有 馬 秀 雄
生涯学習課長兼図書館長	佐 藤 敦 美
生涯学習課参事	山 津 和 也
生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長	八 尋 茂 子
生涯学習課文化財係長	久 山 高 史
生涯学習課図書係長	栗 山 英 規

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 武 田 隆 洋

5 審査日程

審査日程の決定

議案審査（総務部）

議案乙第31号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

議案甲第43号 鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第44号 鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例

議案甲第45号 鳥栖市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案乙第36号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

〔説明、質疑〕

議案審査（企画政策部）

議案乙第31号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

議案乙第36号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

〔説明、質疑〕

報告（企画政策部総合政策課、まちづくり推進課）

市庁舎整備基本計画の取組状況について

国家戦略特区に係るこれまでの提案状況

鳥栖駅東都市整備用地の払下げについて

〔報告、質疑〕

陳情

陳情第13号 要望書

〔協議〕

議案審査（教育委員会事務局）

議案乙第31号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

議案乙第36号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

議案甲第39号 鳥栖市条例を廃止する条例の一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

報告（教育委員会事務局教育総務課）

給食センターの経過について

〔報告、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

下田寛委員長

ありがとうございます。

それでは、現地視察は以上のとおりとさせていただきます。

総務部準備のため暫時休憩をいたします。

午前10時21分休憩

oo

午前10時25分開議

下田寛委員長

それでは、再開をいたします。

oo

総務部

議案乙第31号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

下田寛委員長

これより、総務部関係議案の審査を行います。

総務部関係の議案は、議案乙第31号、議案乙第36号、議案甲第43号から議案甲第45号の5議案でございます。

それでは、議案乙第31号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

姉川勝之財政課長

おはようございます。

議案乙第31号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）の総務部関係について御説明をさせていただきます。

なお、説明は、お手元に配付しております総務文教常任委員会資料及び参考資料により行

うことといたしますので、よろしく願いいたします。

まず、総務文教常任委員会資料1ページ目をお願いいたします。

歳入のほうから説明をさせていただきます。

まず、一番上になりますが、款19. 繰入金、項1. 基金繰入金、目1. 財政調整基金繰入金、節1. 財政調整基金繰入金8,582万8,000円につきましては、財源調整のために繰り入れたものでございます。

参考資料の1ページ目、上段のほうをお願いいたします。

財政調整基金の取り崩しを行っておりまして、12月補正後の現在高は約26億3,100万円の見込みとなっております。

以上でございます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、款21. 諸収入、項6. 雑入、目4. 雑入、節3. 消防雑入20万円は、消防団員への退職報償金を支給するため、消防団等公務災害補償等共済基金から必要額を受け入れるものでございます。

以上でございます。

姉川勝之財政課長

次に、款の22市債、項の1市債につきましては、事業ごとに担当部局が所管の常任委員会で説明することとしておりますが、一括して御報告させていただきます。

参考資料の2ページ目及び3ページ目とあわせてごらんください。

まず、款の22市債、項1. 市債、目3. 土木債、節2. 住宅債、マイナス560万円につきましては、防災拠点建築物耐震改修事業、競馬場の耐震改修事業の進捗割合の変更に伴うものでございます。

次に、目7. 農林水産業債、節1. 農業債940万円につきましては、県営水利施設整備事業及び県営防災ダム事業に伴うものでございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

緒方心一議会事務局長

続きまして、歳出の御説明をさせていただきます。

総務文教常任委員会資料の2ページでございます。

初めに議会費でございます。

款1. 議会費、項1. 議会費、目1. 議会費は、4万2,000円の減額補正をお願いいたしております。

節3. 職員手当等及び節4. 共済費につきましては、議会事務局職員7人分の人事異動等

に伴います人件費の補正でございます。

以上でございます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、款 2. 総務費、項 1. 総務管理費、目 1. 一般管理費、節 2. 給料 1,468万5,000 円の減。

次の、節 3. 職員手当等707万9,000円の増、節 4. 共済費500万2,000円の減につきましては、職員の人事異動等に伴います人件費の補正でございます。当初予算において配置先が確定していない新規採用予定の職員などについて、一般管理費に仮配置をした予算としておりましたものを、実際の人事配置に合わせて4人減を行うものでございます。

詳細といたしましては、まちづくり推進課に3名、維持管理課に1名増員した分の職員分でございます。職員手当等の増につきましては、職員の死亡等によります退職手当の増加によるものでございます。

以上でございます。

三橋和之契約管財課長

一般管理費の下になります、目 7. 財産管理費、節 11. 需用費につきましては、市役所本庁舎等の修繕費でございます。

以上でございます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、3ページをお願いいたします。

款 2. 総務費、項 4. 選挙費、目 1. 選挙管理委員会費、節 3. 職員手当等4万1,000円の減、節 4. 共済費5万5,000円の減につきましては、選挙管理委員会事務局職員2名分の人事異動等に伴う人件費の補正でございます。

以上です。

岡本昭徳監査委員事務局長

続きまして、同じく3ページをお願いいたします。

項 6. 監査委員費、目 1. 監査委員費の節 3. 職員手当等につきましては、事務局職員3名分の人事異動等による職員手当の減額補正でございます。

節 4. 共済費につきましては、同じく事務局職員3名分の人事異動等による共済金の補正でございます。

以上でございます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、4ページをお願いいたします。

款 9. 消防費、項 1. 消防費、目 1. 総務管理費、節 3. 職員手当等 4 万円の減、節 4. 共済費 17 万 2,000 円の増につきましては、消防担当 2 名分の人事異動等に伴う人件費の補正でございませう。

次に、目 2. 非常備消防費、節 8. 報償費 20 万円につきましては、5 年以上勤務した消防団員の退職に対して支給する退職報償金の増加に伴う補正でございませう。

また、節 9. 旅費 54 万 4,000 円につきましては、自治体消防制度 70 周年記念式典及び（仮称）自治体消防活性化大会に出席するための事務局職員 1 名分の旅費。また、鳥栖市消防団三役と各分団の分団長、計 8 名分の費用弁償に係る補正でございませう。

以上で、一般会計補正予算第 3 号の総務部関係分の説明を終わります。

下田寛委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

中村直人委員

1 件だけ、素朴な質問です。

消防団員の退職金とかありますけれども、いろんな役職がありますけど、消防団員だけ退職金があるのはどういう関係で消防団にあるのか。その点をお聞きします。

下田寛委員長

答弁できますか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

消防団員に対する退職金の支給につきましては、法に基づくものとなっております。

以上でございませう。

中村直人委員

法に基づくのはわかっとうけど、その法は何法に基づいて、ほかにいろんな役職があるんですよね。

それで、費用弁償はあるけれども、退職金があるのはこの消防団だけだけれども、その法、何の法に基づいて、どういう状況だからこの消防団員は退職金があるのか。その詳細をお願いいたします。

古賀庸介総務課庶務防災係長

中村委員の御質問にお答えします。

消防団については、消防組織法の第 25 条――読み上げますが、消防団員で非常勤のものが退職した場合には、市町村は、条例で定めるところにより、その者に退職報償金を支給しなければならないというのが根拠になっております。

以上です。

中村直人委員

条例で定めるんだから、じゃあ条例で廃止してもいいわけですよ。

法に基づいても各市町村の条例で定めることと、ことができるわけだから廃止してもいいわけですよ。じゃあ、ほかの委員にはなぜ退職金とかないのか。

余り変わらないような実務をやっている消防団員にはあるけれども、ほかのいろんな非常勤公務員みたいなやっているけれども、そこには退職金はないと。だから、じゃ逆にほかのにも条例で退職金をうたってもいいわけですよ。

そういう考え方はどうでしょうか。

野田寿総務部長

他の委員会等も退職金の問題はそれぞれあると思いますけれども、消防団員に対しては条例に定める、これは条文解釈上の話だと思いますけれども、条例で定めるところにより退職報償金を支給しなければならないというふうな規定になってますんで、これをゼロだというふうな規定には、支給しないという規定は恐らく困難なものだと思います。

以上でございます。

中村直人委員

法で決まっているからそうだろうけれども、今、非常に消防団員のなり手もないですね。

それから、今、本当に消防本部組織が機能化されているわけだから、じゃ消防団員の果たす役割というのはもう初期消火みたいな感じだろうけれども、実際、もう今はいろんな勤務関係の問題上でなかなか組織化はできていない状況があるだろうと思うわけですよ。そして、やっぱり消防本部組織をもう少し機能化させていく、そういった努力も必要だろうし、ほかの組織から考えるとやっぱり消防団だけなぜなのかという疑問は湧くわけですよ。

だから、そういった面含めてね、公平化を図るとすれば、やはりほかのにもやっぱりある程度の手当をきちっとするとか、そういったものをしていくべきだろうと考えますので、後は意見にかえておきますけれども、参考にさせていただきたいと思います。

下田寛委員長

ほかに、ございますでしょうか。

よろしいですか。

[発言する者なし]

よろしいですか。

それでは、質疑を終わります。



議案甲第43号 鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第44号 鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例

議案甲第45号 鳥栖市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

下田寛委員長

次に、議案甲第43号から議案甲第45号については、一括して審査を行います。御了承のほどお願いいたします。

それでは、議案甲第43号 鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案甲第44号 鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例及び議案甲第45号 鳥栖市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、以上3議案を一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

それでは、議案の説明をさせていただきます。

お配りしております、この平成29年12月市議会定例会条例案等参考資料その2というものがお手元にあるかと思っておりますので、そちらをごらんいただきたいと思います。

まず、条例案等参考資料1ページをお願いいたします。

議案甲第43号 鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

この条例は、人事院勧告等に準じて市議会議員の期末手当を改定するものでございます。

改定の内容といたしましては、2番のほうを見ていただきまして、まず(1)を見ていただきまして、今年度、平成29年度について12月期の期末手当の支給月数を現行1.7月から1.75月に0.05月引き上げるものでございます。年間合計では3.25月から3.3月となります。

次に、その下(2)を見ていただきまして、次年度におきましては、今回引き上げます0.05月を6月期と12月期にそれぞれ0.025月ずつ配分するものでございます。

(1)につきましては公布の日から施行し、平成29年12月1日から適用。(2)につきましては平成30年4月1日から施行といたしております。

次に、条例案等参考資料の4ページをお願いいたします。

議案甲第44号 鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例でございます。

この条例は、人事院勧告に準じて市長、副市長及び教育長の期末手当を改定するものでござ

ございます。

改定の主な内容につきましては、市議会議員の期末手当の改定と同様でございます、(1)平成29年については、12月の期末手当の支給月数を現行1.7月から1.75月に0.05月引き上げるものでございます。

また、(2)次年度以降においても、同様に引き上げました0.05月を6月期と12月期にそれぞれ0.025月ずつ配分するものでございます。

施行日につきましても同様となっております。

次に、資料6ページをお願いいたします。

議案甲第45号 鳥栖市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例は、人事院勧告に準じて職員の勤勉手当を改定するものでございます。

まず、(1)を見ていただきまして、平成29年度につきましては、12月期の勤勉手当の支給月数を現行0.85月から0.95月に0.1月引き上げるものでございます。それにより、勤勉手当の年間合計は1.7月から1.8月になります。

表中の括弧内は再任用職員の支給月数でございます。これについては、0.05月引き上げるものとなっております。

次に、(2)を見ていただきまして、次年度以降においては今回引き上げます職員の勤勉手当0.1月分を6月期と12月期にそれぞれ0.05月ずつ配分するものでございます。

再任用職員については、0.05月をそれぞれ0.025月ずつ配分するものでございます。

施行日についても同様に、(1)については公布の日から施行し、平成29年12月1日から適用。(2)については、平成30年4月1日から施行といたしております。

以上、甲議案の説明を終わります。よろしく申し上げます。

下田寛委員長

執行部の説明が終わりました。これより3事案、一括して質疑を行います。

ございませんか。

松隈清之委員

人事院勧告に基づくものということでございますが、特別職と一般の職員、引き上げ率はやっぱり違いますよね。これは、何か人事院勧告の中ではその点について触れられているところってあるんですか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

特別職及び、例えば国の国会議員の期末手当につきましては、国家公務員の指定職以上、例えば審議官以上の職員の引き上げ率と同様の引き上げ率ということで勧告がなされており

ます。

それに合わせた形で、今回、市議会議員及び特別職については同様の0.05月の引き上げと
いうことで提案しております。

以上でございます。

松隈清之委員

人事院勧告というのは、民間の給与と比較をされて引き上げとか、引き下げも含めて勧告
をされるんですけど、そこら辺の給与の差っていうのが民間でもやっぱあるってことな
んですかね、特別職と言われる人と一般職と言われる人の中では。そういうことなんでしょ
うか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

おっしゃるとおり、人事院勧告については官民格差をもとに出されます。

従業員が50人以上の比較的大きな事業所を対象にして、その職員及び役員等の給料を階
層別に捉えて公務員の給与と比較をして、その差を埋めるために人事院が勧告をする、佐賀
県人事委員会が勧告をするというようなことになっております。

以上でございます。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

下田寛委員長

ほかに、ございますでしょうか。

[発言する者なし]

よろしいですか。

質疑を終わります。



議案乙第36号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

下田寛委員長

次に、議案乙第36号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

姉川勝之財政課長

それでは、議案乙第36号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）総務部関係につ
いて御説明させていただきます。

なお、説明は別途、お手元に配付しております総務文教常任委員会資料、一般会計補正予

算第4号及び総務文教常任委員会参考資料、基金残高見込み12月補正（追加）というこの2つの資料により行わせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、総務文教常任委員会資料、1ページ目をお願いいたします。

歳入の説明をいたします。

款の19繰入金、項1. 基金繰入金、目1. 財政調整基金繰入金、節1. 財政調整基金繰入金1,710万7,000円につきましては、財源調整のため繰り入れたものでございます。

追加の参考資料1ページ目、上段をお願いいたします。

財政調整基金の取り崩しを行っておりますので、12月補正の追加後の現在高につきましては約26億1,400万円の見込みとなっております。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

緒方心一議会事務局長

続きまして、歳出の御説明をさせていただきます。

総務文教常任委員会資料の1ページを引き続きお願いいたします。

初めに議会費でございます。

款1. 議会費、項1. 議会費、目1. 議会費は51万1,000円の補正をお願いいたしております。

節3. 職員手当等及び節4. 共済費につきましては、給与改定等に伴います議員及び議会事務局職員に係ります人件費の補正でございます。

以上でございます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、款2. 総務費、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費、節3. 職員手当等235万4,000円、節4. 共済費45万5,000円につきましては、給与改定による市長、副市長及び一般管理費の職員66人分の人件費の補正でございます。

次に、2ページをお願いいたします。

款2. 総務費、項4. 選挙費、目1. 選挙管理委員会費、節3. 職員手当等8万2,000円、節4. 共済費1万6,000円につきましては、給与改定による選挙管理委員会事務局職員2名分の人件費の補正でございます。

以上でございます。

岡本昭徳監査委員事務局長

続きまして、同じく2ページをお願いいたします。

項6. 監査委員費、目1. 監査委員費の節3. 職員手当等、節4. 共済費につきましては、事務局職員3名分の給与改定による職員手当及び共済費の補正でございます。

以上でございます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、款9．消防費、項1．消防費、目1．総務管理費、節3．職員手当等7万9,000円、節4．共済費1万6,000円につきましては、給与改定による消防担当2名分の人件費の補正でございます。

以上で、一般会計補正予算第4号の総務部関係分の説明を終わります。

下田寛委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

松隈清之委員

もちろん、先ほどの人事院勧告に基づくものでございますが、これ財源と申しますか、歳入につきましては財政調整基金の繰入金で対応してはいますが、これは勧告にしたがってと申しますか、基づいて級を上げた場合に、これは後ほど交付税措置とか、そういった対応、財源のほうについては何らか国からの手当ってあるんですか。それとも、丸々市のほうから出すしかないという仕組みになっているんですかね。

姉川勝之財政課長

松隈副委員長の御質問にお答えいたします。

この人事院勧告による増の分についての財源措置という御質問だと思いますが、これについて、何らその財源措置がされるということはございません。

以上でございます。

下田寛委員長

ほかございませんでしょうか。

よろしいですか。

[発言する者なし]

よろしいですか。

質疑を終わります。



下田寛委員長

以上で、総務部関係議案の質疑は終了いたしました。

企画政策部の準備のため、暫時休憩いたします。

午前10時52分休憩



午前11時11分開議

下田寛委員長

それでは、再開をいたします。



企画政策部

議案乙第31号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

議案乙第36号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

下田寛委員長

これより、企画政策部関係議案の審査を行います。

企画政策部関係の議案は、議案乙第31号と議案乙第36号の2議案でございます。

なお、議案乙第31号と議案乙第36号につきましては一括して審査をいたします。御了承のほどお願いいたします。

それでは、議案乙第31号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）及び議案乙第36号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）、以上2議案を一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

石丸健一企画政策部長

私のほうから概略の御説明をさせていただきます。

まず、企画政策部は、先ほど御紹介させていただいたとおり総合政策課、まちづくり推進課、情報政策課の3課2室6係、部長以下25名で業務を推進してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、企画政策部関連で御審議いただきますのは、議案乙第31号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）及び議案乙第36号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）でございます。

今回の議案乙第31号の企画政策部関連の補正予算につきましては、歳入では、社会保障・税番号システム整備費国庫補助金696万7,000円を計上いたしております。

歳出では、総務管理費の情報管理費で、社会保障・税番号制度に係る基幹系システム等の改修委託料として1,277万1,000円。都市計画費のまちづくり推進費で、街路調査県営事業負担金として240万円のほか、人事異動等による人件費の調整分を含め全体で3,484万5,000円を計上させていただいております。

次に、議案乙第36号の企画政策部関連の補正予算につきましては、給与改定による人件費の調整分47万8,000円を計上しております。

以上、概略について申し上げましたが、詳細につきましては各担当課長から説明いたしますので、どうぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

古澤哲也情報政策課長

それでは、議案乙第31号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）のうち、企画政策部関係について御説明をいたします。

説明は、お手元に配付いたしております総務文教常任委員会資料により御説明をいたします。

総務文教常任委員会資料、1ページをお願いいたします。

歳入についてでございます。

款15. 国庫支出金、項2. 国庫補助金、目1. 総務費国庫補助金、節1. 総務管理費国庫補助金につきましては、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の交付決定に伴い、社会保障・税番号制度の情報連携に係るシステム改修補助金として253万4,000円。住民票、マイナンバーカード等への旧姓表記に伴う改修補助金として443万3,000円を補正するものでございます。

次に、2ページをお願いいたします。

歳出について御説明をいたします。

款2. 総務費、項1. 総務管理費、目4. 情報管理費、節13. 委託料につきましては、社会保障・税番号制度の情報連携に係るデータレイアウトの変更に伴うシステム改修業務委託料として380万1,600円。住民票、マイナンバーカード等への旧姓表記に伴うシステム改修業務委託料として896万9,400円を補正するものでございます。

別に配付をいたしております、総務文教常任委員会参考資料の1ページをお願いいたします。A4の縦の分でございます。

社会保障・税番号制度の情報連携に係るデータレイアウトの変更に伴う改修につきましては、生活保護システム、障害者福祉システム及び国民健康保険システムの3システムの改修

を予定いたしております、情報連携の時期につきましては平成30年度以降を予定いたしております。

次に、住民票等の旧姓表記に伴う改修につきましては、住民基本台帳システム、住民基本台帳ネットワークシステム、コンビニ交付システムの3システムの改修を予定いたしております。

補助金につきましては、全国的に改修費に対して補助金が足りないというような状況もございまして、総務省のほうでは追加補助を検討されております。

実施時期につきましては、平成30年度以降の速やかな実施に向けて、今後、住民基本台帳法の改正を行うこととされております。

それでは、総務文教常任委員会資料、横長のほうをお願いいたします。

2ページの中段でございます。

項5. 統計調査費、目1. 統計調査総務費について御説明をいたします。

節3. 職員手当等及び節4. 共済費につきましては、職員2人分の職員手当等の減額補正でございます。

以上でございます。

藤川博一まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

続きまして、同じく2ページの一番下段です。

款8. 土木費、項4. 都市計画費、目1. 都市計画総務費につきましては職員9人分の人件費でございます。

予算書では、2億2,051万2,000円のうち1億4,128万2,000円がまちづくり推進課分でございます。

節2. 給料につきましては、1,377万2,000円のうち1,036万5,000円。節3. 職員手当等につきましては、650万9,000円のうち501万1,000円。節4. 共済費につきましては、706万4,000円のうち448万円となっております。

それで、職員の配置等につきましては、参考資料の2ページにつけております。

ことしの機構改革によりまして、昨年度6名であったものが今年度から9名となっております。この分の要因が大きい補正となっております。

続きまして、3ページでございます。

款8. 土木費、項4. 都市計画費、目6. まちづくり推進費、節19. 負担金、補助及び交付金240万円につきましては、県営の街路調査事業の負担金でございます。

こちらにつきましても参考資料をつけております、3ページでございます。

今回、鳥栖駅周辺整備事業に関しまして、基本設計等を進めるために地形測量を行うもの

でございます。赤の部分が県道部分で、青の部分が市で行っている地形測量のアロケでございます。今回①の県営事業分に対する負担金として240万円計上をいたしております。

以上が、議案乙第31号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）、企画政策部関係の御説明でございます。

古澤哲也情報政策課長

続きまして、議案乙第36号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）のうち、企画政策部関係について御説明をいたします。

お手元の資料の1ページ目をお願いいたします。

歳出でございます。

款2. 総務費、項5. 統計調査費、目1. 統計調査総務費について御説明をいたします。

節3. 職員手当等及び節4. 共済費につきましては、給与改定に伴います職員2人分の職員手当等の補正でございます。

以上でございます。

藤川博一まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

続きまして下段です。

款8. 土木費、項4. 都市計画費、目1. 都市計画総務費につきましても情報政策課と同様の給与改定に伴う補正予算でございます。

節3. 職員手当等につきましては33万3,000円、節4. 共済費につきましては6万5,000円となっております。

以上で、議案乙第36号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）、企画政策部関係の御説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

下田寛委員長

執行部の説明が終わりました。これより一括質疑を行います。

尼寺省悟委員

第3号のほうで、社会保障・税番号制度に係るシステム等改修の件について質問します。

まず聞きたいのは、上の3項目は補助率は3分の2と、上のね、この表。下の少なくとも2点については補助率は10分の10と、この違いは何で。

古澤哲也情報政策課長

上の、データレイアウトの変更に伴う改修については補助金が3分の2というようなことで、残りの3分の1は地方負担ということでございます。この3分の1の負担につきましては、庁内業務に係るマイナンバーの利用に相当する分として地方で負担するというようなこ

とで補助率が決定をされているところでございます。

ただ、その3分の1につきましても交付税措置がなされるというようなことで聞いております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

先ほどの説明の中で、コンビニ交付システムの件について、これそもそも補助がつかなかったもので、これじゃいかんということで、そういった声があったので追加補助を国のほうで検討すると、そういう理解でいいわけ。そういう意味。

古澤哲也情報政策課長

住民票等への旧姓表記に係る改修につきましては、事業内容としては、コンビニ交付まで含んだところでのシステム改修というようなことで国は想定をいたしております。ただ、補助金の財源となります部分につきましては、これ既に国のほうで平成28年度に予算を計上されまして平成29年度へ繰り越ししたというようなことで今年度の補助執行というふうな形になっております。

ただ、国のほうでは、この補助執行に際して足りないというふうなことの認識もございまして、予算の追加補助も検討しているというふうに聞き及んでいるところでございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

ちょっとわからなかったけれども、今の段階では、これについては補助がついてないけれども、今の話では補助が10分の10、つくということが見込まれるというふうに理解していいわけ。

古澤哲也情報政策課長

国のほうでは、全国的にそういう声があるというふうなことは認識されておまして、追加補助を検討されているというようなところの状況でございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

それは確定ではないわけ、その辺は。

古澤哲也情報政策課長

確定ではございません。

以上でございます。

尼寺省悟委員

そもそも、このコンビニ交付システムについては、今までは補助率が100%であったという

ふうに思っているけど、違ったかな。

古澤哲也情報政策課長

コンビニ交付システムに関しましては、構築の際に構築費の2分の1を限度に交付税措置がなされると、そのほかの運営費についても、当初3年間については2分の1の交付税措置があるというようなことで国のほうから聞いております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

交付税措置があるということで、事実上ほとんど補助が出るということなわけね。

古澤哲也情報政策課長

交付税措置がなされるというようなことで聞いているところでございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

それと、もう1点だけ。

データ標準レイアウトの変更に伴う改修ということで3点挙げておりますけれども、このデータ標準レイアウトの変更について、簡単にわかりやすく、ちょっとどういうことかっちゃうのを。

楠和久情報政策課情報政策係長

データ標準レイアウトにつきましては、情報連携ですね。例えば、鳥栖市と佐賀県であったり、佐賀県から鳥栖市であったり、それぞれに税情報とか福祉の情報とかを情報連携いたします。

その際に、どの項目が必要か、事務手続ごとにその項目を定めたものが、事務手続ごとにデータ標準レイアウトというものになっております。

以上です。

西依義規委員

私もその、社会保障の話で、結局380万円、890万円って言われても、どういうことで380万円をするのか、どういうことで890万円するのかがわからないんですけど。

例えば、自治体の規模とか件数によって価格が決まるとって、鳥栖市ぐらいの自治体やったら大体こんぐらいだろうという、大まかな数字があるのか。それとも、その業者、業者、各地方自治体が委託してそういった数字を出しているのか。

もう1つ、結構システム改修ってよく聞くんですけど、結局このマイナンバーになって今までどれだけのお金をかけてこのシステムを構築されたのかも、よかったら教えていただきたい。

楠和久情報政策課情報政策係長

システム改修に係る費用ですけれども、まずそれぞれ総務省の事業、厚労省の事業と分かれておりますが、基本的には人口規模に応じた基準額が定められております。

それで、システムの改修の業者の見積もりについては、その改修に係るパッケージ費用であったり、そのパッケージの適応に係る工数であったりをもとに見積もりを算出されております。

それと、これまでに改修にかかった費用ですけれども、平成26年度から改修業務に取りかかっておりますが、システムの改修にかかった費用につきまして、情報政策課予算分でございますと約7,400万円がシステム改修にかかった費用となっております。

以上です。

西依義規委員

ということは、同規模の自治体であれば大体これぐらいの額が日本全国かかっているっていう、例えば人口が多かったらもっとかかるっていう、そういう単純な、要は表みたいなのがあるということですね。

楠和久情報政策課情報政策係長

その認識でよろしいかと思えます。

西依義規委員

結局、このシステム改修が永遠と続くのか、いつかをもってある程度構築されるのかっていう、その到達点っていうのはまだまだ不備なものがあるのか、それとも大まかなこの平成30年度のシステム改修である程度の、税番号制度のシステムが改修し終わるのかっていうのは、見通しはわかるんですか。

古澤哲也情報政策課長

マイナンバーの関係につきましては、今年度の11月に情報連携が始まっておりますけれども、そこまでに基本的にはシステム改修は済んでいるというのが前提になると思えます。

ただ、今回の部分につきましては、情報連携がなされていないというようなこともございまして、今回改修に取り組むものでございます。

ただ、これから先、年金の情報連携も始まる部分がございまして、その分につきましては、基本的には今のところ改修は予定いたしておりませんが、今回の改修で基本的にはマイナンバーの関係は終わると、制度が変わらない限りは終わるといようなところで認識をいたしております。

下田寛委員長

ほかに、ございませんでしょうか。

いいですか。

〔発言する者なし〕

よろしいですか。

それでは質疑を終わります。

以上で、企画政策部関係議案の質疑は終了いたしました。



報 告（企画政策部総合政策課、まちづくり推進課）

市庁舎整備基本計画の取組状況について
国家戦略特区に係るこれまでの提案状況
鳥栖駅東都市整備用地の払下げについて

下田寛委員長

これより報告をいただきたいと思えます。

議案外ではございますけれども、執行部より報告事項がありますので、これを受けたいと思えます。

それでは、まず市庁舎整備基本計画の取組状況について報告をお願いいたします。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

それでは、私のほうから市庁舎整備基本計画の取組状況につきまして、お配りしております資料に基づきまして御説明申し上げます。

まず、資料の確認となりますが、1つ目が、市庁舎整備基本計画策定委員会これまでの経過と書かれたA4、1枚もの。

それから、鳥栖市市庁舎整備基本計画（案）と書かれたつづり。

それから、第4回鳥栖市市庁舎整備基本計画策定委員会のかがみと第4章、第5章をつづった資料。

そして最後に、市庁舎整備基本計画策定の今後の予定ということでございます。

よろしかったでしょうか。

それでは、市庁舎整備事業につきましてでございますけれども、今年度、基本計画を策定することといたしておりますので、現在、外部有識者等で構成いたします市庁舎整備基本計画策定委員会を開催しながら、素案作成を鋭意進めているところでございます。

これまでの、この策定委員会の内容等につきましては、総務文教常任委員会のほうへ御報告をさせていただいておりますけれども、本日は改選後初めての委員会となりますので、初めに、これまでの策定委員会の経過について少し触れさせていただこうと思います。

先ほどの、1枚ものの策定委員会のこれまでの経過をごらんください。

この資料にお示しておりますように、策定委員会は8名で構成をされておまして、これまで4回の委員会を開催しております。

また、市庁舎整備に関しまして、市民の皆様からの御意見を頂戴するために市民アンケートを実施したところでございます。この市民アンケートの結果と、あと4回にわたります策定委員会での御議論を踏まえて整理したものが、本日準備しております、この鳥栖市市庁舎整備基本計画（案）と書かれたものとなります。

以降は、この基本計画案に基づきまして説明を進めさせていただきます。

基本計画案の資料めくっていただきまして、1枚目に目次をお示しておりますけれども、今回策定する基本計画は、ここにお示しております6章編成としておまして、これまで第3回目までの策定委員会での議論、確認、整理を終えたものをきょうお示しております。

めくっていただきまして、4ページ、5ページにはじめにということで、新庁舎を建設するに至った経過を記載しております。

それで、6ページから9ページに1章ということで、現状と課題等の整理といたしまして、まず6ページに現庁舎の現状と課題、そして7、8ページと進みまして、9ページが新庁舎整備の必要性というところでお示しをしているところでございます。

それで、6ページの現庁舎の（「ページ数が微妙に違う」と呼ぶ者あり）

そうですか。失礼しました。

すいません、6ページの現庁舎の現状と課題……。 (発言する者あり)

失礼いたしました、目次にページを振る際に、すいません、お手元の分と私どもが持っている分と前後しておりました、申し訳ございません。

下田寛委員長

じゃあ、そこを確認しながら進めましょうか、皆さん持っている物は一緒だと思いますんで。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

申し訳ございません。

そうしましたら、3ページですね。

3ページに、現庁舎の現状と課題ということで触れております。

現庁舎につきましては、御承知のとおり昭和42年に建設をされておまして約50年を経過

いたしますけれども、これまで大規模改修を行っておりませんので、躯体壁等の亀裂や鉄部の腐食、屋上の防水機能が低下するなど課題があります。また、耐震基準を本館は満たしておりません。

ですから、庁舎は多くの市民の皆様が来庁されますので、窓口がわかりにくいとか、あと個別相談のスペースが十分でない、また駐車場、トイレの数が不足するとか、そういったことが先ほど御説明しましたアンケートの中でもわかりましたので、今回6ページ、新庁舎整備の必要性というところで、現状課題等を踏まえたところで解決策として新庁舎を整備すると。

6ページの一番下を書いておりますけれども、そういったところになったところがございます。

次に、じゃ具体的な建設候補地の検討ってことになりますけれども、7ページ2章となりますが、新庁舎の建設候補地の検討についてその状況をお示ししております。

建設候補地の抽出の要件といたしまして、ここに書いておりますようにアからオまでの5つの項目で検討を進めております。

それで、現在の現庁舎の敷地につきましては、一定これらの要件を満たしておりますけれども、この現庁舎敷地以外で、これらの要件を満たす公有地等の検討をした結果、資料8ページに検討結果ございますけれども、最終的に現庁舎敷地と都市広場、それから鳥栖スタジアムの第4駐車場といった3つを建設候補地として挙げて、それを、その後具体的に比較検討を行うという作業を行いました。

資料の9ページには、各建設候補地の概要をお示しております。これは、ごらんとおりでございます。

それで、10ページ以降に具体的な候補地の比較の内容につきましてお示しをしておりますけれども、市民の利便性、それから災害対応拠点としての優位性、関連計画と整合・将来性、事業の効率性、そういった評価項目の中で、10ですね。10個の評価項目で比較検討を行っております。

その結果につきまして、11ページのほうで新庁舎の位置ということで、評価採点表を上げておりますけれども、現庁舎敷地というのが候補地としての問題がなく敷地面積に余裕があり、市民の利便性及び防災拠点としての機能等において優位であるというところで、これにつきましては、第3回目の策定委員会のほうで御意見等が集約されたところがございます。

次に、12ページですね。

12ページ、3章の新庁舎整備の基本方針でございますけれども、新庁舎の基本方針の前提といたしまして、ここに3点挙げておりますような課題に対応していくといったところで基

本指針を定めるということで、中段に、基本理念・基本方針ということでお示しをしておりますけれども、新庁舎建設に当たりましては、基本理念といたしまして、市民の暮らしと安全、安心を支える拠点。そして、それを支える基本方針として5つの方針として、ここに挙げております方針を掲げたところでございます。

以上、ここまでが第3回策定委員会、10月27日に開催いたしました第3回委員会までに御審議いただき整理、確認したところでございます。

続きまして、11月30日に開催いたしました、第4回策定委員会の概要につきまして御説明をいたします。

資料のほうはこちら、4章 新庁舎の必要機能・規模の検討と書かれたつづりをごらんいただければと思います。

まず、この第4回目として11月30日に開催いたしました策定委員会ですけれども、もともと当初は策定委員会のスケジュールになかったんですけれども、第3回策定委員会において、具体的な庁舎の機能等を検討するに当たりまして、機能等の中身につきまして審議をする時間が必要ということから追加開催をしたものでございます。

それでは資料の1ページ、新庁舎の必要機能について御説明いたしますけれども、先ほど3回目の委員会の中で、この基本方針5つ掲げるということで確認をしておりましたけど、その中で、具体的な基本方針を実現するための方策を検討したところでございます。

例えば、基本方針1でいきますと、必要機能といたしまして、①の耐震性の確保から④の災害時などの各種支援機能というようなことで、こういった具体的な方策を掲げることで基本方針1を実現していくというところで確認をしたところでございます。

次に、2ページでございますけれども、必要機能の取組方策ということで、先ほどの5つの基本方針を具体的に現状と課題、それから、さきに行った市民アンケートからわかりました市民ニーズ、そういったものを踏まえたところでの取り組みの検討を行っております。

それで、基本方針1の防災拠点となる安全な庁舎でございますけれども、先ほど言いましたように、本庁舎は耐震性能が不足しているということで、いざというときに市民の皆様の生命、財産を守ることができなくなる懸念があるということから、市民の皆様のほうからもアンケートの中で、防災拠点としてふさわしい新庁舎建設の声が多く寄せられたところでございまして、その具体的方策を検討しております。

具体的には、①耐震性能の確保ということでございますけれども、ここでは、新庁舎の耐震機能をどの程度確保するかということを議論したところですが、この資料ではちょうど中ほどに、大地震にも耐える最高レベルの耐震性能を確保した建物構造としているところでございますけれども、この部分につきまして外部の策定委員会のほうから、もう少し具

体的な表現のほうがわかりやすいか、というようなところもございまして、ここ、目指すところはですね、さきの熊本地震等で庁舎が被災して業務継続ができないということから、地震発生後も業務遂行ができる庁舎を目指すということですので――この表現につきましては、この資料は当時の資料ですので更新できておりませんが――この後お出しする資料の中では、大地震後においても庁舎機能を確保し、業務を継続できる耐震性能を確保した建物構造とするといったところでこの後修正をすることとしております。

次に、3ページの設備のバックアップ体制ですけれども、これは現庁舎敷地で建設する場合の設備等のバックアップ対策について検討した部分でございますけれども、現庁舎敷地におきましては、いわゆる洪水ハザードマップにおける浸水想定地域ではないものの、東側のほうには轟木川も流れておりますので、そういったところへの浸水対策も必要だというようなところで検討項目をここに挙げております。

次に、③の危機管理対策機能につきましては、災害時の迅速かつ確実な指揮命令を行うことが必要だということで、そういった機能を兼ね備えたスペースを常時確保するというところで危機管理室を設置すると。ただ、ここにつきましては通常、平時におきましては会議室等で利用するというところでしております。

次に、資料4ページでございますけれども、④の災害時などの各種支援機能につきましては、新庁舎に備蓄倉庫等を設けることであったり、また一時的な避難場所として今後新庁舎を使う、市民の方が避難されるということも想定されますので、今後、防災ヘリであったりドクターヘリなどの離発着等も考慮したところで、臨時ヘリポート等の多目的広場の検討を行うことをここに書いております。

次に右側、資料5ページの、(2)基本方針2 誰もが利用しやすい庁舎につきましては、先ほど言いましたように不特定多数の方が利用される建物でございますので、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインに対応する必要があると認識をしております。

市民アンケートの中でもそういった声が寄せられておりますので、そういったものへの対応について記載をしております。

①のユニバーサルデザインにつきましては、佐賀県福祉のまちづくり条例・整備基準に準拠した施設づくりを行いますというところで書いておりますけれども、外部委員の中からも、そういったあらゆる方に利用しやすい庁舎であるべきだっというのとあわせて、わかりやすい庁舎っていうようなところを示す必要があるということで、庁舎の案内誘導サインにつきまして、例えば外国語表記だったりとか、漢字表記の上に振り仮名をつけると、そういったことも必要ではないかというようなところの御意見ありましたので、そういった御意見等を参考に今後検討していくこととしております。

次の6ページは、そういった具体的なイメージをつけた写真でございます。

7ページに、②わかりやすく手続きしやすい窓口機能ということでございます。

現在、総合案内という形で職員が、毎日、市民玄関前で御案内等をさせていただいておりますけれども、そういった機能のほかに他市の窓口で活用されておりますコンシェルジュ、そういったものの配置を行うことで来庁者の皆さんへのわかりやすい案内に努めたいということを考えております。

あわせて、今回新庁舎建設に当たりまして、市民の利用が多い窓口、そういったものを集約いたしまして、なおかつ来庁市民の目的が一番高い諸証明の発行、そういったものに対して極力ストレスを感じずに発行できるということ、お待たせをしないとそういった庁舎を目指したいということから、そういったものへの対応と合わせて、課名表記等が、例えば市民課、税務課とか書いてもなかなかわかりにくいよってということもありましたので、例えば、移動に関することとか、税金に関することとか、丸々に関することみたいな形でわかりやすい表現に努めようと、そういったことを検討したところでございます。

次に、③の安心して利用できる快適な窓口環境につきましては、現在、それぞれ窓口に個別の相談ブース等が不足しておりますし、なおかつプライバシーの確保が十分ではございませんので、そういったものをやっていくとしております。

資料9ページ、④利用しやすい駐車場・駐輪場につきましては、市民アンケートの中で、駐車場の台数不足というのが寄せられておりましたので、そういったものに対する対応についてお示しをしております。

あわせて、雨が降ったときのことも考えまして、一部につきましては屋根、そういった物も必要ではないかというふうな御意見が寄せられ、そういった物についても検討していくこととしております。

それで、10ページですね。

進みまして、(3)基本方針3 機能的かつ経済的な庁舎でございますけれども、事務量の増加によりまして庁舎そのものが狭隘化、そして会議室等が不足しているというような現状と、あとわかりにくいとそういった状況もございまして、そういったものに対する市民の皆様の御意見もありますので、分散している窓口等を見直したり、またコンパクトに窓口を配置する、そういったことについて検討を重ねております。

その中で、①として機能的な執務環境の中では、いわゆるオープンフロアというようなところで、わかりやすい視認性ですね。柱と壁等で分断されない一体的な区間というのを確保しながら、例えば組織の機構変更とかそういったものにも柔軟に対応できるような、そういったものに努めていきたいというふうに思っております。

次に右側、11ページの②会議・保管スペースの充実・効率化につきましては、必要な協議スペース等をそれぞれの課のほうに配置をすることで、会議室等の混雑を避けるとともに、必要な打ち合わせを随時行えるような、そういったものをしていきたいというふうに思っております。

12ページ、③の将来対応・ライフサイクルコストへの配慮につきましては、庁舎そのものが50年、今回経過をして建て直しますけれども、今後長く使え、また将来変化にも柔軟に対応できるような、そういった庁舎を目指すとしておりますし、あとICT機器等を積極的に導入することで、市民の皆様の利便性の向上を図るといようなところでコスト削減も目指していきたいというふうに記載しているところでございます。

次に右側、13ページの(4)基本方針の4になりますが、市民が親しみやすい庁舎につきましては、現状と課題につきまして、市庁舎内には、行政事務機能のほかに便民施設として売店とか食堂等がございますので、そういったものに対してどうしていくかというところにつきましては、市民のアンケートのお声といたしましては、銀行、ATMとか市民ギャラリーなどのスペース等、あと地場産業の展示スペース、そういったものがあつたらいいというようなお声をいただいておりますので、そういったものに対する対応を考えております。

①市民の便民機能、具体的には、銀行っていうのは現在も派出所がございますけれども、これから当然当事者との協議等が必要になってまいりますけど、そういった市民の声が高いということから銀行、ATM、自販機、そういったものを準備していきたいというふうに思っております。

次に14ページ、②市民・地域に開かれた機能でございますが、情報提供機能というようところで、市民の皆様に対しまして積極的に情報発信をしていくということとしております。

それから、ちょうど中ほどに、開かれた議会の取組ということで記載をさせていただいておりますけれども、議会機能につきましては、どのような議会機能が必要かということにつきまして、今後、議会のほうとも十分協議をさせていただきながら設計等を進めてまいりますというふうに思っております。

次に、15ページの③市民の憩い・交流機能につきましては、新庁舎につきましては、市民の皆様も利用していただけるようなスペースということで、臨時窓口等を開設する時期等がございますので、そういったものと兼用できるようなそういったスペースの確保を検討していきたいということでお示しをしております。

16ページ、(5)基本方針の5つ目になりますが、環境に配慮した庁舎につきましては、現在、老朽化した現庁舎では環境や省エネルギーに配慮した建物とはなっておりません。ですから、①といたしまして自然エネルギーの活用として、新庁舎では、ここに挙げておりますような

太陽光発電、井水・地中熱の利用、それから自然採光や自然通風、そういったものについての活用と、あと、こういったものを使った環境啓発にも力を入れていきたいと思っております。そういった部分について掲載をしているところがございます。

それから、②の省エネルギー技術の導入につきましては、現在もLED照明に切りかえをしておりますけれども、そういったものをする中で消費電力の軽減、または省エネ効果の高い空調システムの構築、そういったものを図ることとしております。

それで、すいません最後に、18ページになりますが、③庁舎にふさわしいデザイン・環境形成ということでございます。

これにつきまして、策定委員さんのほうから、よく新しい庁舎等をつくる場合に地域らしさを求める計画も多いというふうな御意見がありましたので、ここに書いておりますように、あくまで庁舎につきましては、シンプルで機能的な外観デザイン、また明るく開放的な内部空間、親しみやすい内装デザイン、緑化推進など外構デザインの工夫といった視点を持ちながらですね、その中で、鳥栖らしさを兼ね備えた新庁舎を今後目指していきたいということで考えております。

以上が、第4章 新庁舎の必要機能・規模の検討について、第4回策定委員会の中で協議、検討した部分でございます。

済みません、続きまして、5章の新庁舎整備に係る施設計画となります。

この部分につきましては、先ほど2章の中で、建設候補地の検討について新庁舎の建設候補地をこの現庁舎敷地としていることから、現庁舎敷地での新庁舎建設について検討した部分を記載しております。

まず初めに、敷地条件の整備といたしまして、現庁舎敷地の概要と周辺環境、道路の状況等についてお示しをしておりますが、この状況につきましては、もう皆様方御承知のことかと思っておりますので、この説明についてはちょっと割愛をさせていただこうと思っております。

それで、2ページ目に、土地利用、配置計画につきましてお示しをしておりますが、この現庁舎敷地を建設候補地として検討する際には、この現庁舎を使いながらほかのスペースに庁舎を建てるということで検討をしておりました。ですが、仮庁舎をつくるということも考えないといけないのではないかというふうなことの御意見等もありましたので、その仮庁舎建設をした場合どうなのかっていう部分を、この2ページの中で比較、検討した資料を挙げております。

仮に、仮庁舎建設をする場合は、今のこのグラウンドなどに仮庁舎を建てるっていうことになると思っておりますので、そうしますと、ここに書いてますように他市の事例等からいきますと約16億円の仮庁舎の建設費用がかかりますし、あとそれを建てるまでに期間も1年程度要

する、また、当然引っ越しが伴いますので、仮庁舎への移転、そして仮庁舎から本庁舎への移転、そういったことで、2回引っ越しも伴うということで、そういった意味でちょっとどうかという御意見が出ておりました。

ただ、仮に仮庁舎を建てれば、ちょうど敷地の真ん中ぐらいに庁舎が建ちますので、そうすることによって、バス停とか、そういったものを利用する方にとっては利用しやすいというメリットもあるというふうな御意見も出たんですけれども、最終的には、ここに挙げておりますように、現庁舎を使いながら新庁舎を建設というところで議論されたところでございます。

3ページには、じゃあ、具体的に現庁舎敷地に建てるということになりましたので、この本庁舎を外したところでどこに建てるのかということになりますので、考えられるのはここにお示ししておりますように、現庁舎の北側であります配置A案、いわゆるグラウンド側のほうですね、それか配置B案。県庁舎南側、いわゆる国道側のそのどちらかになるだろうということで、その考察を深めております。

それで、資料の4ページに、具体的な図面をつけておりますけれども、ここはイメージしやすいようにというようなところで図式しております、仮にA案になった場合にこことか、B案ならここと確定したものでございませんで、あくまでもイメージとして捉えていただければと思っております。

それで、5ページのほうに、具体的な北か南かというところで、検討した結果をここに書いております。

ここに書いておりますように、まずA、B両案につきまして、完成後、それから工事段階というところで比較、検討を行っておりますけれども、左側の配置A案、いわゆる北側のほうですと、ちょうど検討できるエリアが約8,500平米ありますので、先ほどお話ししましたように、今度の新庁舎では、極力市民の皆さんの利用が多い窓口機能を1階に集約したいという考えがありますので、そういった場合に、敷地が広いほうがそういった床面積を確保できるということと、あとB案でいきますと、ちょっと敷地が狭うございますので、どうしても高く庁舎を建てなければならないと。そうしますと、窓口機能が1階でとどまらず2階まで分散してしまう可能性もあるっていうようなところの御意見が出たところです。

あと、工事段階におきましても、北側のほうについては民家が近いですので、騒音、振動に対する入念な対策は当然必要なんですけれども、工事エリアと実際この庁舎を使っただけの工事になりますので、工事エリアと庁舎利用者の動線がきちんと区別できるので、安全に工事等が進めることができるというところも含めまして、完成後の庁舎機能としては、A案のほうが利便性にすぐれていると評価がなされたところであります。

他方、B案のほうですけれども、先ほど言いましたようにバス停等とかそういったものを考えますとB案のほうがふさわしいということなんでしょうけれども、最終的には、5ページ一番最後に書いておりますように、配置A案、現庁舎北側エリアを配置計画場所としたところでございます。

次に、6ページの3の部門配置・フロア構成でございますが、先ほど言いましたように、グラウンド北側に庁舎を建てるとした場合に、4階程度の庁舎になるのではないかと——これ仮で想定をしておりますけれども——そういった場合の窓口の配置計画についてお示しをしております。

1階部分には、市民の皆さんが利用しやすい窓口を集約、配置をします。それに加えて、付属機能をつけると。

2階には、窓口機能、業務連携できるような窓口を配置する。

それで、3階には、市民の皆様が余り立ち入ることがないであろう、そういった部門を置く、そして4階部分、最上階に議場を設けるということを今想定として考えております。

7ページの、4の各階平面・動線計画につきましては、1階部分について具体的なレイアウト案をお示ししておりますけれども、案としてこういったパターン1からパターン3まで、カウンターで囲むのか、またカウンターの中に待合室を設けるのかというところを考察しておりますけれども、現在の市庁舎っていうのはパターン3、一番下のパターン3に近いと思っておりますけれども、待合室の周りをカウンターで囲むということで、これが一番市民の皆様との移動距離が短くて済むというようなことになっておりますので、こういったものも今後の設計の段階で決めていきたいというふうに思っております。

それから、8ページの中上層階平面・動線計画例につきましては、今言いました1階とは違わせて、2階以上につきましては、いわゆる今の庁舎と一緒にすけれども、真ん中に廊下等があってその両側に執務機能を配置すると、そういったものというのがわかりやすさと、あと職員の移動等々についてもやりやすいんではないかというふうに思っております。

それで、9ページ右側には、構造・設備計画等ということで挙げております。

震災、地震等に耐え得る庁舎ということでございますので、ここに書いておりますように構造体、建築非構造部材、建築設備については、I類、A類、甲類とそういったものに合致するような庁舎を目指していきたいというふうに思っております。

最後にすいません、資料10ページでございますけれども、設備計画ということで挙げております。

また、(3)には外構・景観計画ということで、外構の計画と景観計画について挙げております。

以上が、5章の説明となっております。

最後に、すいません。一番最後に、今後の予定ということで、スケジュールをお示ししておりますけれども、この後、今週22日ですね。議会最終日になりますが、議会の本会議終了後、これまでの検討結果、今、説明しました件につきまして議会に対しての勉強会を開催させていただきたいと。そこで説明の場をいただきたいというふうに思っております。

その後、12月28日の日に、外部の第5回の策定委員会を開催いたしまして、そこで全ての計画素案を確認するという作業を行います。

年明けに、早々ですけれども、この総務文教常任委員会のほうにパブコメの説明会の開催についての御相談等をさせていただきながら、そして、そのあと市議会の皆様に対しまして勉強会を開催し、そして、その後にパブリック・コメントを実施いたします。

それで、2月の4日、5日の日に、市民の方向けに、今考えております庁舎整備計画につきましての説明会ということで、場を設けたいというふうに思っております。そういったものの意見を踏まえながら、パブコメの中で意見集約を行いまして、2月の下旬に第6回目、最後となります外部の策定委員会の中で、パブコメ意見等に対する答え等の確認を行いまして、鳥栖市公共施設等総合管理計画策定委員会の中で基本計画を決定し、その後議会のほうへ、例えば全員協議会みたいな形で御説明の場をいただければというふうに思っております。

以上、すいません、駆け足で雑駁な話といたしますか、だらだらなりましたけれども、説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

下田寛委員長

御説明ありがとうございました。

残りは、昼休み終わってから質疑等も受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

午後1時10分から再開という形でお願いしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後0時2分休憩

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

午後1時8分開議

下田寛委員長

それでは引き続き、再開いたします。

ただいま、市庁舎整備基本計画の取り組み状況について御報告をいただきました。これより質疑を行いたいと思います。

質疑があればお受けしたいと思います。

松隈清之委員

この、基本計画の中でも御意見をいろいろいただいているみたいなんですけど、一つはこれまでの庁舎というか業務、あるいは市民との接点とか、これまでのものをベースにいろいろ御意見をいただいていると思うんですけど、今後50年間使うのかどうかわからんですけど、長期にわたって使われますよね。業務のあり方とか市民との接点のあり方っていうのも変わってくる可能性、大いにあるわけじゃないですか。

例えば、いろんなスペースとかも、こういうスペースがとかっていうふうに言われているけれども、そこら辺はどうなんですかね。今の御意見としてはいろんな御意見出てくるんでしょうけど、今後の庁舎の役割、機能っていうのは、今までの御意見を聞いて、今までのニーズに対応する形で進められるような感じがするんですよ。そこに対しては、今後の業務の変化とかっていうのは余り想定されてないということですか。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

現在、外部の策定委員会、8名委員さんいらっしゃいますけれども、その外部の委員さんからさまざまな視点で御意見等をいただいております。

そういう中で、今回庁舎が新しく建てかわるということで、市民の皆さんにとってもやっぱり建てかわってよかったね、ということを感じていただくような庁舎となるべきだというようなことから、アンケートの中でもさまざま意見いただいておりますけれども、そのわかりにくかったりとか、いろんな駐車場の問題であったりとか、そういったものについては、当然、今回の庁舎建設において、一定クリアしなければならないと思っております。

業務のあり方等につきましても、市民の皆様方が求められているサービスとして、やはり窓口、市役所にこられて、極力スムーズに手続等が行えるというようなところでの、いわゆる市役所側、職員としてのもてなしとかホスピタリティーと言うのか、そういったものも必要だろうということから、窓口等の見直し等もしなきゃならないと思っております。

あと、やはり新しく建てかわるということで、コスト的な部分で、何かしらよくなったよねという部分で、例えばICTの活用だったりとか、そういったもので市役所そのものをこの機会に業務等の見直しをやっていくというようなところでの考えに基づきまして、さまざま

まその取り組み、方策について、今、検討している段階でございまして、そういったものにつきましてこの基本計画、それを具体的に設計等の中で落とし込んでいくと、そういったことを考えております。

松隈清之委員

まだ現状——先ほどもね、システムの予算上がってましたけど、マイナンバーカード自体はね、普及まだまだですけど、言われたように住民票を取りに来る人とかっていうのが徐々にこなくなる可能性もある。あるいは相談についても、わざわざ役所にこなくてもできるようになる可能性も大いに、もちろん今は今でね、対応せないかん部分もあるけれども、将来的には庁舎の使われ方っていうのも変わってくる可能性は大いに、長期にわたって考えれば考えるほど、そこも、やっぱりある程度考えて、あるいは逆に、この庁舎を変えるときに、そういう業務のあり方の変化を踏まえてそこにより、そこにじゃあ早く合わせていく環境づくりもしていかなきゃいかなのかなあと思う。

もう1個はね、もちろん庁舎を、余りにもデザインを奇抜にする必要はないと思うんだけど、この中でも、例えば自然光を取り入れたりとか、あるいは吹き抜けを利用したり、開放的な空間だとか、あるいは大空間とかって言われるのは、一方では、その部分は耐震っていう意味ではネガティブな要素ですよ。大空間にしても、自然光、要は窓を大きくしたりとか吹き抜けにするっていうのは、耐震的にはネガティブな要素じゃないですか。

だから、この中でも言われてるんだけど、地震があっても業務が継続できる。これ、今の耐震基準っていうのは、基本的に地震が起きたときに直ちに人命を損なわない程度の耐震が耐震基準ですよ、基本的には。

すぐには倒壊しないと、ただ、その後使えるかどうか別の次元じゃないですか。継続して業務を行うということは耐えきれないかんわけですよ、地震には。

そうすると、確かに後の使い方考えれば大空間のほうがいいし、開放的な部分で言えば吹き抜けがあったほうがいいのか、自然光を取り入れるっていうのも非常にいいと思うんだけど、それぐらい堅牢な耐震性能を持たせようと思ったら、ある程度犠牲にせないかん部分も出てくると思うんで、あんまり意見、こういうの欲しいという意見ばかりになると中途半端にね、妥協の産物になってしまうかもしれないんで。絶対ここを守っていくっていうのが、大地震が来たときでも業務が継続できるっていうのを前提とするんだったら、コンサルにもそういう話をしないと色々な御意見を取り入れていくと結果的には地震が来た、壊れはしなかったけどちょっと継続的には使えませんよということになる可能性はあるんで、そこは考えておいていただいたほうがいいのかなと。

意見なんで、答弁はいりません。

西依義規委員

中身については、また勉強会があるということでございますんで、僕らは、このスピード感でどれだけ市民のニーズを、もうできるだけ多くというのは無理な話だと思うんですよ。

だから、僕が思うのは、例えば市議会勉強会の我々の意見とか議論を公開するとか、結局市民の方々に今の課題がどうだ、あるというのを何とか、今までとは違った方法で、やっぱり一工夫する必要があると思うんですよ。

もちろん、この2月4日、5日の市民説明会は、こういう場を設けられるっていいことだと思うんですけど、できたら2月4日、5日までに、これを例えば録画でもいいんで動画で、パワーポイントのペラペラのやつをどっかにアップしとって、ずっと市民の皆さんはそれを見てからここに意見を言うとか、何か工夫が僕は必要かなと思うんで、それこそ、目が見えない方、耳が聞こえない方、こないだ一般質問あったので。

そういった意味も込めて、私は今回の市庁舎整備は通常事業で、全ての事業でやっぱこういうことをしなければいけないんでしょうけど、ここだけはですね、このスピードで行くんであれば普通より二、三段階工夫する必要があるのかなと思いますんで、もう一ひねりできたらしていただきたいなという意見です。

下田寛委員長

答弁は求めないですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほか、いかがでしょうか。

尼寺省悟委員

私も意見で、大体同じようなあれなんですけどね。パブコメをやって基本計画に対して説明会を2回やるということなんですけど、一般的にパブコメっていったものはあんまり返事が少ない、駅周辺については多かったようやけど、一般的にパブコメってやっぱり少ないし、あんまり知られてないと。

そういった意味で、基本計画の説明をするのはいいんですけども、またそれを受けてもう1回こうやっていくと、やっぱ50年に1回のね、大きな事業だから。その辺はやっぱり、もっと急がないかんのはわかるけれども、その辺は慎重に進めて、十分考え方を取り入れて進めていただきたいというふうに思います。

よかです。

齊藤正治委員

今回の新庁舎の考え方って、ここに書いてあるとおりでと思うんですけど、いわゆる将来に向けたね、高齢化社会に入ってくるわけで、ましてや鳥栖市はコンパクトシティを目指しているということをお聞きしているけど、現実的に、じゃそれとの兼ね合いは、この庁舎

は何を物語っているのかっていうのはわかりますか。

コンパクトシティー、将来50年後の、例えば50年後に向けたいわゆる全てのものをここに集約してるんだと、今のところね。と思うんですけども、ただそれ、コンパクトシティーって、歩いて生活できる範囲がコンパクトシティーという、一つの概念があるわけじゃないですか。

それに対して、やはり地域はこんなに広い、広いと言ったらあれですけども、アクセスも悪いような感じのところ、いわゆるここに一つの、今までと変わらない物をつくろうとしているっていうところにどういう、それを物語っている物は何、それを50年後の鳥栖市をね、物語っている物が何があるのかっていうのをちょっとお尋ねしたいと思います。

石丸健一企画政策部長

確かに、この基本計画、それから基本構想策定時に50年後の姿を見越してということで、きちんと整理されたものではないというのがあります。

ただ、現時点で考えられ得る人口推計、それから場所を決めるときにも、そういう人口推計等も研究いたしまして、一定整理された場所がここであったということで、最終的にじゃ場所は変わってないんじゃないかということはあるかもしれませんが、そういう人口推移、それから交通関係、それから将来の敷地の活用等々を検討した結果、最適な場所がここであるというふうに判断をさせていただいております。

それで、コンパクトシティーについては、現在、市街化区域の見直し等も一方では検討しなければいけないというふうには思っておりますけれども、現時点では、庁舎についてはですね、この場所が一番適当であるというふうに判断に至っております。

以上でございます。

齊藤正治委員

場所については、私は別にね、ここでいいと思うんですけども、いわゆる中の機能を一ですたいね。先ほどからもちょっと出ております機能を、やはりいかに分散させていくか。

極端な話言うと、今8つの地区に分かれているじゃないですか。そのまちづくり推進センターがそれなりの機能を、住民に一番近い機能をそこに持たせていかないかんわけですね、将来的に言うと。

だから、それを見越して、やっぱりこの機能そのものも、おのずと規模的な問題もやっぱり違ってくる、中身も違ってくるというような形になろうかと思うんですね。

そういうことを踏まえて、やっぱり地域で本当に生活ができるような形になるようなシステムというか、分散させるっていうか、権限をですね。そういったものを、やっぱり検討していかなければいけないのではなからうかというふうに思っているところですので、そこら

辺も含み、検討をお願いしたいと思います。

石丸健一企画政策部長

現在の組織は現在ということだけで、将来的に人口の構造とかが変わればそれに基づいて施策等も変わってくると思います。

それで、本庁舎について言えば、どちらかというとワンフロア的な考え方で、どうにでも改編できるような形を現在考えております。

あと、機構、それから業務のやりようについては、今ここで答えができませんけれども、そういうことも視野に入れて今後検討していかなければいけない事項だというふうには思っております。

以上でございます。

下田寛委員長

ほか、ございませんか。

〔発言する者なし〕

僕からもいいですか、1問。

駅前周辺事業のときも住民説明会やってみましたけれども、あれって何回しましたっけ。

藤川博一まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

本鳥栖町で2回。あと、基里のほうで1回。あと、本通りの商店街さんから、案内していただいてからなんですけれども1回。それと出前講座を1回。5回ですね。

下田寛委員長

わかりました。

そう考えると、ちょっと少ないんじゃないかなって思うんですよ。

数を何回やればいいのかという問題ではないんですけれども、これ場所も3階の会議室で2回、日曜日、月曜日と配慮していただいていると思うんですけれども、これは市民の皆さん全体にかかる話でもありますんで、各地区1カ所ぐらい私はやってもいいんじゃないかなっていう気はするんですけど、その辺の考え方についてっていうので、何かありましたら伺いたいですけど。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

今回計画をしております、この市民説明会でございますけれども、パブリック・コメントの期間と多少前後するような形になるかと思うんですけれども、今委員長おっしゃいましたように50年に一度の庁舎整備でございますので、なおかつさきに行いました市民アンケートの中で、庁舎整備の話は今やっていますけど御存じですか、というお尋ねに対しまして、約半数の方が御存じないというようなこともありましたものですから、そういったものも踏ま

えまして何かしら、地域といいますか出向いて行って説明する機会が必要だろうということで、今回、計画をしております。

場所につきましては、建てかえ地がこの現庁舎敷地ということもございますので、やはりこの場所がイメージを持っていただくにも一番いいだろうということで、この場所にいたしております。

もともと来場者の駐車場の関係等もございますけれども、建物はここに建て、駐車場がここにできてとかそういったものについて、このパブリック・コメントのときには、一定素案という形で先ほど申し上げました1章から6章までの項目全てを御準備し、お知らせいたします。

当然、パブコメに入る前には、そういったものにつきましてもホームページ等でも事前に公表いたしますので、そういったことから場所はここです。回数につきましては、お勤めの方いろいろいらっしゃるということから土日、集まりやすいであろう日曜日の午後、それと平日は夜間ということで1回しておりますが、まずはこういった形でさせていただきたいなということで今ちょっと考えているところでございます。

下田寛委員長

じゃあ、今後のことというのは、今のところは特に考えてないということなんですかね。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

今、現状としましては、この2月4日、5日で行わせていただきたいというふうに思っております。

下田寛委員長

それ以降の計画というのは、特に今のところは考えていないと、報告会に関して。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

現在ところは考えておりません。

下田寛委員長

じゃあ、すいません要望として、今のお話のとおりで恐らく説明会を計画されたんだと思うんですけども、言われたとおり50年に1回の計画であって、市民の中心地をどうつくるかという話ですんで、これは幅広く、ネットで見ればもちろんパブリック・コメント、わかりますけど、特に御年配の方たちとか見ないと思いますし、パブリック・コメントの意見自体が余り返ってこない現状でもありますので、半数の人が知らなかったのであれば、私はもう少し丁寧に説明する機会をつくってもいいんじゃないかなと思いますんで、これは要望として。

私は、せめて、推進センター各地区で1回ずつやるぐらいはやっていいんじゃないかなと

思います。要望として、意見として申し上げたいと思います。

松隈清之委員

特にこのことだけに限らずなんですけど、パブリック・コメント、今回も7本説明会があるんですけどね、パブリック・コメントを出すときに意見が欲しいというつもりでやってらっしゃいますか。

それとも、こういう計画があるよっていう、要は勝手にやってないよ的な感じでっていう答えはできないでしょうけど、そこはどうなのかな。どういうところに意見をほしいかという気持ちを持ってパブリック・コメントを出すのか、出し方の話なんですけどね。

実は、以前に西依委員も同じことを、パブリック・コメントの説明のときにあって、とりあえず計画ポンと出されても、どういうところに意見が欲しいのかっていうのがわからんと。

さっき言ったように、もう場所は決定だったら、場所はもう決定だっていう話でしょう。じゃあ、どういうところに意見が欲しいのかっていうのを、ただこの計画書みたいな感じで出されるよりは、どういうところに意見が欲しいのかっていうことを言わないと多分意見の出しようがないと思うんですね。

そういう取り方っていうのは考えられているんですか。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

確かに、松隈委員がおっしゃいますように、パブリック・コメントそのものが行政の自己満足で終わってしまうようなことにもなりかねないので、計画そのものは、やはりこういった形できちんとした基本計画っていうのをお示するという形になると思うんですけども、これに対する意見聴取をする際には、今おっしゃったように、もちろん概要版というのをつくってまいりますけれども、そういったもので少しこういった部分について聞きたいと、要はこんな厚いものを見ても、多分それだけでみんななかなか、ちょっと意見出しにくいよねっていうことでしょうか。市民の皆さんが、まず概要版を見て、そのものに目を通す、またもっと深く見てみようと思って見ていただけるような、そういったものにすべきというふうには思っております。

下田寛委員長

よろしいですか。

ほかに、ございませんでしょうか。

[発言する者なし]

それでは質疑を終わります。

次に、国家戦略特区に係るこれまでの提案状況について、執行部より報告をお願いします。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

続きまして、国家戦略特区の提案状況についてということで、資料は、こちらのA4横、国家戦略特区に係るこれまでの提案状況と書かれたものをごらんください。

国家戦略特区の提案につきましては、先日の中川原議員、それから西依議員の一般質問の中でもお答えしておりますように、企業ニーズに即応できる産業用地の確保や定住人口獲得のための住宅用地を確保するというのが課題としてございまして、そういったものに対しまして、関連法等の規制緩和、また弾力的運用により農地の高度利用を図ることを目的に、まず平成26年8月に本市として初めてになりますが、国家戦略特区提案の2次募集に提案をしたところございまして、その後、変遷を経まして昨年7月に鳥栖市としては5度目となります提案を小郡市、基山町との共同で行ったところでございます。

この提案内容につきましては、内閣府、それから特区ワーキンググループ等によりヒアリング等を踏まえまして、関係府省庁で検討がなされておりますけれども、本日資料にお示しをしておりますように、本市等が提案しております提案につきましては、残念ながら今日まで指定を受けるまでには至っておりません。

この国家戦略特区制度におきましては、内閣は随時提案を募集しておりまして、去る10月24日から12月4日、この表の一番左下を書いてありますが、4次募集、2回目ですね。ここを集中受け付け期間として、新たな措置に係る提案募集、いわゆる追加募集が行われたところですが、本市、それから小郡市、基山町で国が示す規制緩和項目についてこれまでも検討を重ねてまいりましたけれども、もともと我々が特区提案に至った目的を踏まえまして今回の追加提案で新たな追加項目、規制緩和項目の提案というのは難しいだろうという判断で、この4次募集2回目と書いてありますが、その部分の追加提案につきましては見送る判断をいたしました。

今回は、提案ということでなく、そういう意味での見送りという御報告になっておりますけれども、これまで特区提案につきましては、この総務文教常任委員会、それから議会のほうでも全体勉強会や全員協議会等を通じて説明、報告させていただいておりますけれども、今回の見送りの案件につきましても、この特区提案に係るものとして報告をさせていただいております。

また、これまで提案に対しましては、各省庁から回答的なものが出てはいるんですけれども、その回答につきましてこれまで議会のほうにはお示しができておりませんでしたので、本日資料のほうで、農水省からの提案に対する回答文ということで記載、お示しをさせていただいたところでございます。

昨年7月のこの4次提案分につきましては、さきの一般質問の中でもお答えをさせていただきましたけれども、所管いたします内閣府の地方創生推進事務局から各府省庁のほうへ検

討要請がなされまして、引き続き折衝をされていると私どもは認識をしております、この第4次指定が、多分今回のこの2回目、追加分と合わせまして、一定どこかのタイミングで判断をされるものというふうに思っておりますので、そういった動向につきまして注視してまいりたいというふうに思っております。

なお、もともとの国家戦略特区に取り組んだ背景といたしまして、産業用地の確保であったり定住人口の獲得とか、そういったものがございまして、そういったものにつきましては別のアプローチということで、現在、土地利用構想の調査を今年度始めましたので、そういったものの中で課題解決策を図ってまいりたいと、検討を図ってまいりたいというふうに思っております。

簡単ではございますけれども、国家戦略特区の提案状況ということで御説明とさせていただきます。

下田寛委員長

ただいまの報告につきまして、質疑があればお受けしたいと思います。

松隈清之委員

これ、1枚もののペーパーいただいておりますが、別のアプローチでという言葉もございましたが、これは、今後、例えば、この募集に対して明確にだめでしたよという返事がだめな場合は来るのかどうかよくわかりませんが、なかったとしたら新たに国家戦略特区としてはもうやらずに、先ほどの土地利用構想と別なアプローチでもともとの課題に対して取り組んでいくという理解でよろしいのでしょうか。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

この国家戦略特区の、いわゆる指定等についての合否判定といいますか、判断につきましては、先ほど言いましたように、私どもが提案をしております昨年の4次募集の1回目と今回追加募集されたものと合わせたところで、内閣府のほうで審査等されまして、しかるべきタイミングで、恐らく、今回手を挙げたところの中から指定の発表がなされるかと思っております。そのときに、もし本市等が提案しております案件が指定されなかった、入っていない場合には、そういう意味ではうちの案件については不採択となると思っております。

ただ、この特区提案につきましては、内閣府では引き続き今後もやっていくというようなことを言われておまして、また規制緩和等につきましても随時、新しいメニュー等が発表もされておりますので、例えばそういったものの中で今回は無理して、無理してといいますか、新たな規制緩和には手を挙げないという判断をしておりますけれども、次の募集等があるときまでにそういったものがなければ、一定、そこで特区提案に対する判断が必要だろうというふうに思っております。

松隈清之委員

最もネックなのは農水省の農振除外と転用ですよ。

これに関しては、この回答を見ると、これは平成27年の春から夏にかけて、回答がいつ来たかわかりませんが、そのあたり以降ですね。繰り返し言われているのは、具体的な計画をもとにと言われているんですよ。だから、これは逆の言い方すれば、具体的な計画があれば相談に乗るというふうには受け入れとっていいのかなど。それとも、それは逃げなのか、よくわかりませんが。

いずれにしてもね、じゃあ、この具体的な計画っていうのは平成27年の春から夏以降、具体的な計画っていうのがなかったからなかなか具体的にならなかったちゅうことなんですか。

例えば、こういうところがもうやりますよと、よその提案とか見ると、もう具体的にどこの企業がここでこういうことをやりたいということを言ってる、要は裏づけがあるということですね、その開発に対して。そういうものがあるケースが多いんですよ、うちはあったのかどうなのかよくわかんないですけども。

逆に言えば、具体的な計画があればね、農水省は、それは個別に今までのやり方の中で、これまでのやり方のおり市街化区域に編入とかね、そういう手続の中で相談に乗りますよっていうふうには理解していいんですかね。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

特区提案におきましては、これまで提案後に、関係省庁等への働きかけ等につきまして執行部でも行ってまいりましたし、議会のほうでもさまざま御支援をいただいております。

一定、お話をしていく中で我々が感じた印象としては、やはり総論賛成ではないんですけども、やはりどうしても農地の転用がこれを機に広がっていくっていうのに対する農水省側の、かなり慎重になっていらっしゃるというようなところもありまして、その背景にはやっぱり具体的な、今議員がおっしゃったように、具体的な開発の計画とかそういったものがあるのかと。例えば、民間とかそういったものの、ある意味声が上がっているのかとか、そういったものを含め、あっておりました。

ですから、我々としては、現にそういったその計画的なものがない中で、まずこの農地を早く企業の受け皿として、また人口拡大のための受け皿として活用するための一つの方策として特区という手法を用いて、そこを突破しようと思ったんですけども、やっぱりそういったものがないということから、国としてはここにお示しされてますように、何かしらの計画もしくは具体的な方策としては、今でも時間はかかるかもしれないけれども、農地の転用っていうのはできないわけではないでしょうと。だから、そういったものでやることもできま

すよねと。

だから、そういった御相談には乗りますよというようなところで、だんだん提案を重ねるごとに農水省の対応っていうのも変わってきたように私たち思っているんですけど、我々としては少しでも早くですね、そこを解決したいという思いで特区なんだというところでこれまでやってきたところで、今回の土地利用構想による計画っていうのを今検討していますので、そういったものの中でより具体的に農地の高度利用が図れるようにやっていきたいということで、少しそういったものも同時進行といいますか、始めたというところでございます。

松隈清之委員

そういう意味ではね、この特区の申請自体には意義があったのかなと、要は農水省の姿勢が、実際、もちろん指定には至りませんでしたけど、委員の中からもね、そういうことをやっぱり柔軟に対応すべきだっていう声もいただいているんで、何もしなかったよりは申請したことで、そういうお言葉もいただきましたしね。

農水省としては、特区っていうのは、結局そこだけって言いながらも、よければ全国的に展開するっちゃう前提なんで、これで緩和されてしまうとたまったもんじゃないという気持ちが多分あるんだろうと思うんですよね。そういう意味では、鳥栖市の土地の特殊性というわけじゃないけど立地特性を踏まえた上での農振除外とか転用に対する理解は一定得られたと考えるならば、今後の取り組み方としてはね、言われるような土地利用構想、土地利用計画に基づいて個別の事案として取り組んでいくこともいいのかなというふうに思います。

仮に——まだ結論、出てないですけど、現時点でヒアリングが進んでないこと考えると、もう、まあ無理ですよ。だとしても、やらなかったよりやったほうが、結果としては、ちょっとはよかったかなっていう気はいたします。

結構です。

下田寛委員長

ほかに、ございますでしょうか。

[発言する者なし]

いいですか。

それでは質疑を終わります。

次に、鳥栖駅東都市整備用地の払下げについて、執行部より報告をお願いします。

藤川博一まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

そしたら、議会の報告資料として御準備させていただいております、この一番下に地図が入った資料でございます。

この案件につきましては、鳥栖駅周辺整備事業の関係で、鳥栖倉庫様より鳥栖ビルの用地

を買収させていただいております。その折に代替地ということで、ここの地図にお示ししておりますけれども、鳥栖倉庫さんの藤木事業所の隣接地に土地開発公社が所有していた用地がございます。都市整備用地でございます。

こちらの部分を代替地として考えてほしいという御要望をいただいております。

それで、去る9月議会において、鳥栖駅周辺整備事業代替地購入費ということで9,189万2,000円、議決をいただきまして、これまで事務を進めてきたところでございます。

概要につきまして申し上げますと、所有者につきましては現在鳥栖市になっております。12月5日に土地開発公社から買い戻しをしております。

所在、住所、地番につきましては、藤木町字二塚2444番地、面積につきましては1,073.18平方メートル。地目は宅地。ちなみに、一種住居地域でございます。

払い下げ先は、申し上げますとおり鳥栖倉庫株式会社様。契約日が、先週なんですけれども、12月13日に行っております。払い下げの額といたしましては、ここに書いてありますとおり4,475万円。平方メートル当たりの単価は4万1,700円、この値段につきましては不動産鑑定評価をやった結果でございます。

ちなみに、下段に書いてありますが、これ、鳥栖市土地開発公社が以前所有をしておりましたんですが、そちらが取得された年月日が平成5年3月です。取得価格につきましては7,024万7,651円、平方メートル当たり約6万5,500円。

それで、今回買い戻した額につきまして、先ほどの予算が該当するんですが、9,189万1,146円、8万5,600円の平方メートル単価となっております。

この値段の差につきましては、以前、用地を取得したあとに整地をしたりとかの工事費、それと土地開発公社の基金で先行取得をしておったものですから、その借りかえの利息等々が積み重なりましてこの額となっております。

この、9,189万1,000円と今度の払い下げ額の差についての御説明ということになるんですけれども、米印でちょっと書いておりますけれども、鳥栖市の地価公示価格、宅地の推移ということなんです、鳥栖市全体では、こちらに書いてありますとおり平成5年から平成29年の間で平均が5万7,829円から3万9,567円ということで、この24年間で約32%の下落をしております。

それで、地価公示価格というものがございます。国土交通省が発表されるんですけれども、一番似た地域として元町字霜月1191番29、こちらが平成5年ですと7万1,000円であったのが、現在5万600円ということで29%の下落。

それと、今回払い下げをいたします用地のたまたまそばに、こちらちょっと公示地に指定されてからの期間は短いんですが、平成21年に指定をされております。地図でいくと近隣、

地価公示地ということで②と表示をしておるところなんですけれども。

こちら平成21年に指定されたときに6万100円。現在、8年間経っているんですけども、その間で5万1,500円ということで約14%の下落をしております。

県全体でいきますと、この24年間で約49%の下落、日本全体では約52%下落しているという状況でございます。今回払い下げの額が買い戻し価格より大幅に下回ってしまっているということがございます。

当該案件につきましては、3月の議会におきまして正式に予算の議案を提案させていただくでございますけれども、こういった事情がございますので、早目に御報告を差し上げたいと思ひまして、本日こうして御説明をさせていただきます。

以上、簡単ではございますが御説明でございます。

下田寛委員長

ただいまの報告について、質疑があればお受けしたいと思ひます。

松隈清之委員

そもそもこの払い下げ用地は、住宅用で取ってあったんですかね、何用でもともと持ってあったんですか。

藤川博一まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

住宅ではないですね。この近隣ごらんいただくと、もう議員さんも御存じだと思うんですけど、区画整理をして宅地分譲は終わっております。

それで、この払い下げ用地の鉄道側につきましては、やはり住宅地等との緩衝緑地的な意味合いがあったんですけども、こちらの土地についてはいろいろ、この区画整理したところが将来的に1つの自治体として独立して、公民館も要るようになるかもしれないとかいろいろな想定がされてあったようですけれども、結果としてそういった状況には至っておりませんので、現在、ずっと長期保有地となっておりますので、今回払い下げの提案と申しますか、御要望いただいて払い下げをさせていただきたいということになったところでございます。

松隈清之委員

ということは、公民館が建つかもされないという用地として取っていたということなんですかね。

藤川博一まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

公式ではないんですが、そういった案もあったというふうに、ちょっとお伺いしております。

松隈清之委員

ういう考え方っていうのは現時点であるかどうかは別なんですけど、考慮されるんですかね。

石丸健一企画政策部長

庁舎、それからさまざまな事業を進めるに当たり、こういった地場の材料等の活用ができるか、方法、内容等は十分に検討してまいりたいというふうに思います。

それで、一つは鳥栖らしさというのも、庁舎の中ではキーワードとしてありますので、それがどのくらい、どの程度というのはあるかと思えますけれども、検討してまいりたいというふうに思っております。

下田寛委員長

ほかに、ございますでしょうか。

中村直人委員

意味わかるんですよね。使ってほしいという意味はわかるんですけども、それぞれ木材のよさというのはもう明らかで、北小学校だって木材を使ってやったというのはありますから、それはいいとしても、需要に対して供給が、その分あるのかどうなのかという疑問も湧くわけですよ。使いますよって、じゃあ、それだけの供給する側があるのかどうなのか。

鳥栖市内の木材を使ってほしいわけだから、そこら辺のね、木材がそれだけの成長した木材があるのかどうなのかも含めて、やっぱりそこら辺の検討課題としては必要じゃないかなっていう気がするわけですよ。

意味はわかりますよ、使ってほしいというのは。わかるけれども、じゃそれに対する供給側がそれに合った木材があるのかどうなのかも含めて、結局輸入したりして使うなら何にもならんわけだから。

市内でそれだけの、今度逆に木材を、そういった木を育てる、育樹するという計画があるのかどうなのかも含めて、やっぱり検討せないかんだらうと、こう思いますので。趣旨的にはわかりますけれども、そこら辺の相対するところがきちんとできているのかどうなのか、そこら辺は問題ではないだらうかという気がします。

意見として述べます。

下田寛委員長

ほかに、ございますでしょうか。

[発言する者なし]

それでは、質疑を終わります。

教育委員会事務局準備のために、暫時休憩をいたします。

午後 1 時 56 分 休憩



午後 2 時13分開議

下田寛委員長

それでは、再開をいたします。



教育委員会事務局

議案乙第31号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

議案乙第36号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

下田寛委員長

これより、教育委員会事務局関係議案の審査を行います。

教育委員会事務局関係の議案は、議案乙第31号、議案乙第36号及び議案甲第39号の3議案であります。

まず、議案乙第31号と議案乙第36号については一括して審査をいたします。御了承のほどお願いいたします。

それでは、議案乙第31号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）及び議案乙第36号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）、以上2議案を一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

江寄充伸教育総務課長

それでは、初めに議案乙第31号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）の教育委員会事務局関係につきまして、お手元に配付させていただいております総務文教常任委員会資料にて御説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

まずは、表紙めくっていただきまして1ページをお願いいたします。

今回は、歳出のみの補正となっております。

款10. 教育費、項1. 教育総務費、目2. 総務事務局費について申し上げます。

節2. 給料から節4. 共済費につきましては、人事異動等に伴う人件費の補正でございます。

す。

なお、教育総務課の職員の1名増が主な要因でございます。

以上でございます。

平川富久学校教育課長

それでは、学校教育課から御説明いたします。

目3. 学校教育事務局費、節3と節4の職員手当、職員共済費は、4月の人事異動等に伴う人件費の補正でございます。

節23. 償還金、利子及び割引料は、スクールカウンセラー事業補助金に係る実績額確定に伴う精算返還金でございます。これは、平成28年度の小学校スクールカウンセラー事業で謝金の精算による返金でございます。

以上です。

江寄充伸教育総務課長

続きまして、2ページをお願いいたします。

項2. 小学校費、目1. 学校施設管理費でございます。

節3. 職員手当等及び節4. 共済費につきましては、人事異動等に伴う人件費の補正でございます。

以上でございます。

平川富久学校教育課長

続いて、学校教育課から説明いたします。

同じく2ページでございます。

項2. 小学校費、目2. 学校事務管理費、節11. 需用費は、小学校に係る光熱水費の補正でございます。これは、ことしの夏も暑く、空調の稼働などによる電気代の増加及び水道量増加による補正となっております。

節18. 備品購入費は、来年度学級数の増加に伴い不足となる備品を購入するためのものがございます。来年度は、普通学級は5学級減る予定でございますが、特別支援学級が7学級ふえる見込みとなっており、その補正となっております。

続きまして、目3. 教育振興費、節20. 扶助費は、就学援助に係る新入学児童学用品費に係る補正でございます。これは、平成30年度小学校に入学する準要保護児童家庭への学用品費を、前倒しで3月に支給するための補正でございます。加えて、基準を見直し、国の基準に準じた額に改定をしております。

続きまして、目4. 学校給食センター費、節2から節4までは、4月の人事異動等に伴う給料手当等、人件費に係る補正でございます。

以上でございます。

江寄充伸教育総務課長

ページめくっていただきまして、3ページをお願いいたします。

項3. 中学校費、目1. 学校施設管理費でございます。

節3. 職員手当等及び節4. 共済費につきましては、人事異動等に伴う人件費の補正でございます。

節15. 工事請負費につきましては、鳥栖西中学校の空調設備機器の一部にふぐあいが生じておりますので、その機器の交換に要する経費をお願いするものでございます。

以上でございます。

平川富久学校教育課長

同じく、目2. 学校事務管理費、節11. 需用費は中学校に係る光熱水費の補正でございます。これは、小学校と同じく、ことしの夏の猛暑の日が多く、空調稼働の機会がふえたことによる電気代の増加による補正でございます。

節13. 委託料は、中学校弁当給食の業務委託料でございます。これは、今年度、中学校給食の申し込み数が増加したことによるものでございます。

節18. 備品購入費は、来年度の学級数の増加に伴い不足となる備品を購入するためのものでございます。普通学級の増減はございませんが、特別支援学級が1学級ふえる見込みによる補正となっております。

また、今年度、普通学級に置いております電子黒板が故障しまして利用できなくなった物について、修理よりも買いかえたほうが安いという見積もりが出ましたので、買いかえる物について計上しております。

節19. 負担金、補助及び交付金は、中学校スポーツ大会等出場補助金で、全国大会や九州大会へ出場する生徒がふえたため、補正が必要となったものでございます。

続きまして、目3. 教育振興費、節20. 扶助費は、就学援助に係る新入学生徒学用品費に係る補正でございます。これは、小学校と同じく平成30年度中学校に入学する準要保護生徒家庭への学用品費を、前倒しで3月に支給するための補正でございます。加えて、基準を見直し国の基準に準じた額に改定をしております。

続きまして、最後のページをお開きください。

先ほど、少し御説明しました就学援助事業につきましてまとめております。

目的としましては、国の要保護児童生徒援助費補助金の支給単価改定を受けて、市が行う就学援助についても新入学児童生徒学用品費の支給額を改定しております。あわせて援助を必要とする時期や速やかな支給行えるよう、平成30年度入学対象者から入学する年度の開始

前に新入学児童生徒学用品費の支給を行うためのものがございます。

事業内容としましては、1人当たりの支給額を小学校1万9,900円から4万600円に、中学校1人当たり2万2,900円から4万7,400円に、そうしまして、支給時期を入学年度開始後の5月から入学年度開始前の3月に改定をするものがございます。

以上でございます。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

続いて、4ページのほうにお戻りください。

項4. 社会教育費、目1. 社会教育総務費の節2. 給料から節4. 共済費につきましては、図書館職員を除く生涯学習課職員の人事異動等に伴う人件費の補正でございます。

続いて、節23. 償還金、利子及び割引料につきましては、平成28年度子ども・子育て支援交付金の対象事業であります放課後児童健全育成事業の確定に伴う返還金でございます。

その下、目3. 図書館費のうち、節2. 給料から節4. 共済費につきましては、図書館職員の人事異動等に伴う人件費の補正でございます。

節11. 需用費につきましては、図書館の電気料の補正をお願いしているものがございます。

以上で、議案乙第31号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）、教育委員会事務局関係予算の説明を終わります。

江寄充伸教育総務課長

それでは、続きまして議案乙第36号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）につきまして、お手元の資料にて説明をさせていただきます。

表紙めくっていただきまして、1ページをお願いいたします。

款10. 教育費、項1. 教育総務費、目2. 総務事務局費でございます。

節3. 職員手当等及び節4. 共済費につきましては、教育長、教育次長及び教育総務課職員6人、計8人分の給与改定に伴う人件費の補正でございます。

以上でございます。

平川富久学校教育課長

続きまして、学校教育課から御説明します。

目3. 学校教育事務局費、節3. 職員手当等、節4. 共済費につきましては、職員6名分の給与改定に伴う人件費の補正でございます。

以上でございます。

江寄充伸教育総務課長

続きまして、項2. 小学校費、目1. 学校施設管理費でございます。

節3. 職員手当等及び節4. 共済費につきましては、学校用務員3人分の給与改定に伴う

人件費の補正でございます。

以上でございます。

平川富久学校教育課長

同じく、目4．学校給食センター費、節3．職員手当等、節4．共済費につきましては、職員11名分の給与改定に伴う人件費の補正でございます。

以上でございます。

江寄充伸教育総務課長

続きまして、2ページをお願いいたします。

項3．中学校費、目1．学校施設管理費でございます。

節3．職員手当等及び節4．共済費につきましては、学校用務員1人分の給与改定に伴う人件費の補正でございます。

以上でございます。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

続いて、項4．社会教育費、目1．社会教育総務費の節3．職員手当等及び節4．共済費につきましては、図書館職員を除く生涯学習課職員の給与改定に伴う人件費の補正でございます。

続いて、目3．図書館費、節3．職員手当等及び節4．共済費につきましては、図書館職員の給与改定に伴う人件費の補正でございます。

以上で、議案乙第36号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）、教育委員会事務局関係予算の説明を終わります。

下田寛委員長

執行部の説明が終わりました。これより一括質疑を行います。

飛松妙子委員

御説明ありがとうございました。

就学援助の件でお聞きをさせていただきたいと思います。6月議会で手順とかを確認させていただいて、このたび12月の補正予算で予算を立てていただいて3月に支給ということで、ありがとうございます。

それで、そのときに、鳥栖市においてはシステムが入ってないということをお聞きしているんですが、そこで事務手続がちょっと、手作業っていうんですかね——になるということもお聞きしているんですが、そのあたりの手作業の部分で、どのくらいかかるのか、2カ月ぐらい、多分ちょうど繁忙期も入ってますので、すごく大変だということをお聞きしてたんですが。

今後、そのシステム化に向けての予定といたしますか、お考えといたしますか、その辺もお聞きできればと思うのですが、よろしいでしょうか。

有馬秀雄学校教育課学校教育係長

システムにつきましては、平成30年度当初予算で要求をいたしております。

前倒し支給につきましては初めて行いますので、まだどれくらい業務量があるのかについては、ちょっとよくわからないところもございます。ですから、その状況を見ながら、システムの導入についても引き続き要求をしていこうというふうに考えているところであります。

以上です。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

そうしましたら、しっかりと手続漏れとか、いろんなふぐあい起きないように作業を進めていただいて、間違いなく3月支給に向けて努力していただきたいことをお願いしたいと思えます。

以上です。

尼寺省悟委員

今と同じ質問ですけれども、5月支給が3月支給になったということについては、はい、非常に私どもも評価しております。

それで、対象人員ですね。それぞれ、どれくらいというふうに計算されておられますか。

平川富久学校教育課長

お答えいたします。

小学校1年生につきましては、約60名ほどを算出積算の数としております。それから中学校につきましても、およそ90名と考えているところでございます。

尼寺省悟委員

合わせて150名なんですけど、これ基本的に、今まで5月支給であったものが3月支給になるということで、少なくとも1月ぐらいまでには申請してもらわなければならないということで、その辺の申請漏れとか、あるいは聞いてなかったとか周知の方法とかが問題なると思うんですが、今の150名というのは少なくとも、今、あらかじめこの人たち……、申請されるだろうという人を、一応全て含んだ数というふうに理解してよろしいですかね。

平川富久学校教育課長

今、申し上げた数字につきましては、今年5月に支給した数がそれぐらいの数ですので、積算の見込みを立てる、予算を立てるときの数としてはそういう数を、予想をしているとこ

ろでございます。

それから、申請の時期につきましては、実は、前倒しでやるということについては、もう少なからず広報もしているところです。額については変更があるかもしれませんということでも広報しております。

正式な申請書、チラシの配付につきましては平成30年1月、それから申請の受け付け期間を1年半ばから2月の頭と予想しております。

そうしまして、いろいろ手続等を行いまして、3月15日を支給の予定としているところでございます。

下田寛委員長

よろしいですか。

西依義規委員

多分、どこの自治体もあるでしょうけど、結局4月にいらっしゃらなかった場合はどういうふうな手続をとるんですかね。行く予定で1月でしたけど、結果引越されたとかいう場合の対応はどうされるんですか。

有馬秀雄学校教育課学校教育係長

もし、申請を事前にされてありまして、実際にほかの、市外の学校のほうに行かれるということも当然あるかと思えます。

そういったケースについては、事前に申請をしてもらう段階で、そのあたりをきちんと説明をしまして、返還されないということがないようにですね、事前にそのあたりは周知徹底をしていこうというふうに考えております。

以上です。

尼寺省悟委員

ちょっとこれ、私が質問するあれじゃないですけど、ちょっと念のため聞きますけどね、うちではほとんど問題にならなかったんですけど、例えばどっかの町では、3月支給になるとすれば、その所得、収入ですね。

今まで5月であれば前年度というふうになるんですけど、3月支給となればその前になるということで、逆に言ったら必要とする人ができるけれども、そうじゃない場合だってあり得ると、いった場合はどんなふうに整理されているんですか。

言っている意味わかるでしょう。

有馬秀雄学校教育課学校教育係長

今年度は5月に支給をしたわけなんですけど、その段階では昨年の税情報はまだ反映されておられません。6月以降です。

ですから、3月支給になった場合であっても同じく、前々年の所得をベースとして判定をすることになります。

以上です。

下田寛委員長

ほか、いかがでしょうか。

尼寺省悟委員

ちょっと、話変わりますけれども、先ほど給食の関係で食数がふえるとかいうふうなことをちょっと言われたんですね。

その辺の見通しは、どんなふうにお考えになっておるんですかね。

平川富久学校教育課長

食数が、中学の申込がふえております。これは年間で、10月までは実績がございますが、11月以降についてはこれまでの実績から見込みということで算出をしております、毎月1,000食ですね。1,000食が基本でございますが、それを超えた数、超えた食数が2万2,535食という予想を4月から3月まで立てております。その分の補正ということでお願いをしているところでございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

一般質問でこの件についてちょっと質問したんですが、食数の供給の限界が1,200食だということ、その辺はどうなの、見通しは。

そして、何で最近、こうふえているんですかね。その辺をちょっと聞きたい。

平川富久学校教育課長

食数がふえていることについては、おいしくなったと、試食会を何回か保護者向けにしておりますが、アンケートを取っておりますが、ほぼ味については、味とか提供される食品の料理の温度とか、それについてはほぼ100%満足いただいております。

ただ、量の調節がですね、なかなかできにくいというところでいろいろ御意見をいただいておりますが、ぜひ勧めてみたいというような感想もふえているところからふえているのかなというふうに思われます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

それでね、今後おいしくなったということで、どんどんどんどんふえて1,200食を超えると、今の段階では先生たちにちょっと遠慮してもらおうということでもいいんですけどね。

やっぱり、ふえたときに子供たちに対して、やっぱり1,200食もつくれんから、ちょっとあん

たよか、というわけには、その辺はちょっとまいらんでしょう、その辺は。

だから、これはもう完全給食とのつながりが当然出てくるとは思いますけどね。その辺はその辺として、ちょっと今からでも考えとかんとね、断るっちゃうわけにはいかんだろうと思うんですけどね。何かその辺で、ちょっとお考えは。

平川富久学校教育課長

一般質問でも御質問いただいた点でございますが、そのときにお答えをしたとおりに対応していきたいというふうに思っておるところでございます。(「もう一回答えて」と呼ぶ者あり)

有馬秀雄学校教育課学校教育係長

今後の見通しとしましては、昨年度、食数が上がってまして、今年度も若干伸びているような状況でございます。しかしながら、今後、完全給食へ移行ということで教育委員会としては考えておりまして、その関係もございまして、安易にといいますか、食器、並びにそれに係る備品等を購入いたしますと、それが原因で現在の選択制弁当給食をです、さらに引き続いて、期間を延長しなければならないというような事態になる可能性もございます。

ということで、食数につきましては、制限をある程度、1,200食ということで答弁をいたしておりましたけれども、その食数前後ぐらいにおさまるような形で、PTA、あるいは学校のほうにもお願いをしまして調整をしていくということも必要になってくるというふうに考えております。

以上です。

尼寺省悟委員

一般質問でも言いましたけど、いずれにしてもやはり中学校の完全給食をだたら延ばすんじゃないくて、やっぱりできるだけ早い段階で決断を、その決断もね、中身のある決断をするべきだということにはちょっと言っておきます。

西依義規委員

この委員会に来たのが初めてでございますので、ちょっと備品購入費で、小学校も中学校も出ているんですけど、今回、あくまで来年度の教室の増減に係る補正ということでございますが、学校にちょっと出入りをしよってですよ、備品購入とかそういう施設のものが十分満たされているとはちょっと考えにくいような気がするんですけど、教育委員会として、例えば当初でももちろん全部、なるだけ予算をつけるんでしょうけど、こういった補正でなかなかそこは、もう漏れたところは拾っていくような、作業みたいなことをされるんですか。それとも、もう全部当初でいくってということなんですか。

その辺の、ちょっと今回初めてなんで、施設の充実度とか、どうしてもここは工事が要るとかいうときに、いや、本当は12月はあんま出さないんだと、通常は9月で出すんだって

う、もし何らかあれば、もう今回これでいいのかなと思うんですけど、何かそういうのがあるんですか。（「工事ですか」と呼ぶ者あり）

工事も備品も両方です。

江寄充伸教育総務課長

初めに、施設的なことを申し上げますと、当然当初予算のほうで前年度に各学校のほうにヒアリングを行っております。

各学校のほうから施設関係について、当然要望が上がってきますので、それに基づきまして当初に予算要求を行います。それは、当然工事とかも含めますけれども、それとは別に小修繕みたいなものにつきましては、年間大体幾らぐらいというようなことで各学校、割り当てられた修繕費がございますので、基本的にはその中で修繕についてはやっていくと。

ただ、どうしてもその年年によって修繕が、もう、かなりどこの学校も老朽化しておりますので修繕件数もふえてきております。

そういう場合については、9月なり12月なりで補正の要求をするというような形で、それとは別に今回お願いしておりますように、設備等のふぐあい等が出てきたときについては、その時点で補正予算を――現計予算で対応できない分についてはですね――補正予算のほうを要求させていただいております。

施設関係については、以上でございます。

有馬秀雄学校教育課学校教育係長

学校の備品についての御説明ですけれども、まず当初予算につきましては、その当該年度に係る備品購入費について予算を計上しております。

それで、12月補正につきましては次年度、クラス増に対応するというので、どういうことかといいますと、もう4月の新入学当初からクラス増になった分の先生の机、椅子等が必要になってきます。ということは、当初予算ではもう入札等をして間に合わないというような状況になりますので、12月補正により対応しまして、順次、入札等を行いながら3月末までに備品を買い揃えていくというふうなことで12月補正としているところでございます。

以上です。

西依義規委員

そういうことであればいいんですけど、やっぱり施設とか用具の充実っていうのは結構要望が多いんで、しっかり、多分要求はされていると思いますけど。

以上です。

松隈清之委員

先ほどの、中学校給食についてなんですけれども、尼寺委員からは決断をとられました

けど、決断はしているって思っているんですかね。中学校給食という決断はしているんですよ。

そこは確認させてもらっていいですか。

平川富久学校教育課長

方向としては、完全給食のほうへ我々も考えております。そこは決めておりますので。

白水隆弘教育次長

一般質問でも御答弁させていただきましたように、もともと小中学校全てを給食にするという決定を行いまして、今のところ、現状では小学校が先行しているというような状況でございますので、今、松隈副委員長よりおっしゃられた中学校給食をやるという決断をしているということに関しましては、終始一貫変わっておりません。

以上でございます。

松隈清之委員

そうであれば、例えばどこにつくるとかね、それを直営でやるのか、特に今は、民間の日米クックさんに委託をしているんだけど。その手法とか、そこら辺の整理をしなきゃいけないということですね。

先ほど、いたずらに備品を買うとまた延ばさないかんというふうに言われたけど、であれば、早急に決めないかんわけですよ。場所をどうするかとか、今のところ、じゃ中学校給食を全部賄うようなことができるのか、その協議はされているんですかね。

白水隆弘教育次長

今、御質問ありましたように、現業者からもかなり協力をいただきまして、今のところどうやればできるのかですね。例えば、借地のままやるのか、あの場所を買い取るのか、さまざまな条件を重ねて今のところ検討をして、そこで予算を出して、それで内部協議を行っているという現状でございます。

ですから、ただあの場所でやるのか、あの場所がだめならばどこでやるのかといったところで。一つはあの場所で行う。もう一つは全く別のところで同じように一からやると。

それも、直営でやるのか、委託でやるのかといったところで予算の比較をさせていただいているというところが現状でございます。

松隈清之委員

ということは、まず優先される選択肢としては、日米クックさんで対応できるのかどうかっていうのをまず検討されているっていうふうに思っているんですかね。

白水隆弘教育次長

安直な考えというところではないんですが、今御協力いただいております業者さんに、例

えばあの場所で今の借地のまま、建物の規模を変えずに、内部を若干リニューアルしただけで可能かどうかというところも含めて、御協力を願っているところです、算出の協力をですね。

以上です。

松隈清之委員

ということは、そこの協議をどれくらいされているかわかんないですけど、できるかどうかの判断は早急にしなければ次の段階に行けないですよ。

それは、タイミング的には随分前からできていると思うんですけど、話の段階は十段階でいくと、どのあたりまで、何合目まで行っているんですかね。

白水隆弘教育次長

日米クックさんだけのルートということで絞りますと、今あそこは借地、日米クックさんがJAさんより借りられて20年間の借地、今、もう10年経っておりますので残り10年間の借地権を設定されて、営業していただいております。

内部で今話をしておりますが、皆様は御存じのとおり大規模ないろんな事業が、さまざま取り沙汰されております中で、予算につきましては非常に厳しいというところがございます。

私どもの条件といたしましては、ちょっと法外な条件ではございますが、今、お弁当給食をお願いしております委託料の若干の上乗せぐらいですね、可能であればなというところで検討、何度かお願いをしておるところが実情でございます。

そのあたりの線で一つ御返事が固まればですね、一つのベースラインが見えてくるものだと考えております。

以上です。

松隈清之委員

確かに、都合のいい話なのかもしれませんが――あれ6年でしたかね、最初の契約したのは――そのときにね、要は、6年で減価償却分を含めて値段に入れているんですよ。そういう意味からすると、そこまで考慮するとね、そんなに法外でもないのかな、施設分に関しては。

言うたら1,200食、当時は多分1,500食と言われてましたけどね。それは食器がないから1,500食つくれないのかどうか知らんけど。当時は1,500食のキャパがあると、何か聞いたような気がしますけど。

ただ、それを中学校給食まで対応できるだけの施設にして、食器等も要るんでしょうけどね。そこは、ちょっと具体的に数字を詰めてもらわないかんですが、恐らく一番低コストでやろうと思えば、その選択肢が低コストなのかなあと私も思いますんで、早急に詰めていた

だいて、じゃないと、これがだめになったらまたゼロから場所探しとか、あるいは予算措置ができるのか。できなければ、また先延ばしと。

そうすると、また食器を買ってもらってみたいな話に、悪循環になるんで、早急にそこは詰めていただきたいというふうをお願いをしときたいと思います。

下田寛委員長

ほか、ありますでしょうか。

[発言する者なし]

じゃあ、僕からいいですか。

施設用備品購入費のところ、特別支援のクラスが7クラスふえるというところで、生徒数は実際何人ぐらいふえるのかというのと、あと教室はまだ足りるのかっていうところをお伺いしたいんですが。

平川富久学校教育課長

小学校につきましては、通常学級では41名の減を予定しております。特別支援学級につきましては、52名の増を予定をしております。

したがって、普通、通常学級が5学級減、特別支援学級が7学級増、これ小学校でございまして。

それで、学級数については、施設については各学校苦慮しているところありますが、そこをやりくりして、そういう支援が必要な子供たちのために学級をつくっていかうというふうに思っているところでございます。

下田寛委員長

恐らく、教室もどんどん特別教室とかも使っている現状だと思うんですけども、まだ今後も特別支援の生徒もふえている現状ですよ。それで、教室はまだ……、ちゅうか、どのくらいの余裕があるのかっていうところはどうか見えてらっしゃいますか。

そこまで心配しなくても大丈夫ですか。

平川富久学校教育課長

御心配いただいてありがとうございます。

毎年毎年、支援学級の児童数につきましては、その年その年で就学相談会を開き、就学指導委員会を開き、保護者の気持ちを確認しというところで、子供たちの数を把握しておるところでございます。

平成30年度に向けましても、まだ確定の数字でも、これはございません。したがって、先々の数はなかなか把握しにくいところはございますが、学校学校の状況をその都度把握しながら、来年度については何とか確保はできるというふうに思っているところでございます。

また、その先につきましては、来年度へ向けて来年度の状況がはっきりした時点で、各学校の現地の様子をしっかり把握して、また対応を考えていきたいというふうに思っているところでございます。

原祥雄教育総務課総務係長

小中学校に施設の余裕が、教室の余裕があるのかという御質問ですけれども、特に特別支援学級の児童生徒は、増加というのはもう学校教育課のほうでも把握はされておられますけれども、実は、症状ですね、お持ちの障害の種類によっても部屋の割り方というのが少し変わってきておまして。

今、平川課長のほうから御説明があったようにその年度、その年度で、もう少ししますと次年度の入学予定っていうか、そういったところが固まってまいりますので、そういったところで調整をしていきたいというふうに思っております。

基本的には、既存施設の教室に間仕切りを入れるような形で対応していくと。教室が足りない場合には、そういった対応をさせていただくということで進めていきたいというふうに思っております。

よろしく願いいたします。

下田寛委員長

ありがとうございます。

よろしく願いします。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

同じ箇所のところ、電子黒板が故障って言われたんですけどかね、買いかえ。もし、原因とかわかれば。

また今後、年数がたってそうなったのか、その辺のこともちょっと教えていただければと思うんですが。

有馬秀雄学校教育課学校教育係長

電子黒板の故障の件です。

中学校、特に鳥栖中学校が3台、田代中学校が1台ございます。

それで、まず故障の内容でございますけれども、鳥栖中の1台につきましては、電源を入れても起動しない。それで、もう1台につきましては、ホワイトボード機能が壊れており、タッチパネル、タッチ機能がきかない。もう1つが、同じくタッチパネルが作動しないということになっております。

それと、あと田代中の1台につきましては、画面に線が入るということで、かなり見にく

い状態になっていたということで、いずれもこの4台につきましては、故障に伴うもので、購入をしたいというふうに考えております。

理由につきましては、経年劣化が主なものであって、中学につきましては、平成26年度に導入しましたので、まだ3年ほどしかたつてはいないんですけれども、実はメーカーの保証は1年だけございまして、もうその1年を過ぎてしまうと、あとは修理、もしくは買い換えということになりまして、冒頭の説明にもございましたように、見積もりを取ったところ修理をするよりも、もう購入したほうが安いような内容となっておりますので、購入ということで予算要求をいたしたところでございます。

特に、子供たちが何かぶついたりとかして局部的な力が加わったことによって壊れたってということではございません。私も確認をしたんですけれども、そういう状況ではございませんでした。

以上です。

飛松妙子委員

すいません、1台当たり幾らぐらいされたのかと、あとその保証が別途入ることが、そういうのがあるのかどうかは確認されてますでしょうか。

保証期間、メーカーは1年なんですけど、それ以外に、今、家電とかだとメーカーさんじゃなくて家電業界が保証をしてくださるとか、延長できるっていうのがあるんですけど、そういうのが学校のほうでも可能なかどうか、御存じですかね。

有馬秀雄学校教育課学校教育係長

電子黒板の本体で大体40万円ほどですね。あと、スタンド込みでいきますと大体43万から45万円程度となっております。

保証に関して言いますと、今回、修理、購入の事務手続っていうか、見積もり等を取る中で、シャープのほうから提案があったのが、現時点では補償を3年としていますと。それ以降、2年とか保証を延長することもできますと。

もちろん、購入段階なのか3年たって保証をつけるのかでは金額は変わってきますけれども、もちろん最初の段階で2年延長ということでしたら割安になるということのお話は聞いております。

以上です。

飛松妙子委員

電化製品なので、やっぱり故障とかはしやすい部分もあるかと思うんですが、その保証に関してぜひ御検討をさせていただいて、結果そちらのほうにメリットっていうか、あるのであれば、そういうところも考えていただいたほうがいいのかになって。

1台40万円かかるっていうことであれば、比較していただいてっていうところをお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

下田寛委員長

ほかに、ございますでしょうか。

[発言する者なし]

よろしいですか。

それでは質疑を終わります。



議案甲第39号 鳥栖市条例を廃止する条例の一部を改正する条例

下田寛委員長

次に、議案甲第39号 鳥栖市条例を廃止する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

それでは、議案甲第39号 鳥栖市条例を廃止する条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

議案書は2ページのほうになりますので、お願いいたします。

このたび、河内町にございます鳥栖市社会教育研修場を廃止したために、鳥栖市条例を廃止する条例第64条の次に、鳥栖市社会教育研修場設置条例は廃止するという第65条を加えるものでございます。

この、鳥栖市社会教育研修場につきましては、昭和43年に青少年健全育成と成人教育の振興を図るために、団体生活を通じて各種研修、体育、野外活動を行う施設として旧庁舎の一部を移築して建設した木造2階建ての建物でございます。建築から約半世紀が経過し、経年劣化に加え台風、積雪などにより雨漏りなど、天井、床などの腐食が大変進行しております、ここ数年は安全上の問題を理由にほぼ休止状態で行ってまいりました。

このたび、平成30年3月末をもって役目を終えることといたしましたので、関連する条例を廃止させていただくものでございます。

なお、施行日は平成30年4月1日といたしております。

以上で、説明を終わります。

下田寛委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

松隈清之委員

平成30年3月31日をもって、ということですかね。をもって役目を終えるって言われますけど、今役目を果たしているんですかね。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

先ほど申し上げたように、ほぼ休止状態ではございましたが、周辺で活動されている団体等が休憩等で、トイレであったり水回り、そういったものを利用する際にここの施設をお貸ししているというものもございますので、一部貸し出しをしているという状況でございます。

以上です。

松隈清之委員

それは、例えば廃止をされると、今の利用者は利用できなくなる。それは、特に不便ではないということですか。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

この廃止をするとなりましたら、この施設自体を最終的には取り壊しという予定でございますので、こちらの施設は使えなくなる。ひいては、これまでそういったトイレとかを利用されていた方は利用できなくなるという状況にはなりますけれども、その代替という事業については考えておりません。

以上です。

松隈清之委員

トイレとか水回りの利用っていうのは、この施設があってもなくてもそこを使いたいっていう人は、周辺なんかを利用されているからトイレだけ使うとか、水周りだけ使うっていうことがあるんですか。

それともこれ、もうなくなればそもそもそこに来る人がいないと思っていいんですか。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

その施設があって、そのの広場というか敷地内にテントを張ってキャンプをするという方がいらっしゃるしまして、その方たちについては、その施設がなくなれば利用されることがないというふうに考えておりますが、一部、周辺の竹林ですね、そういったものの伐採の活動をされていらっしゃる方が休憩等にお使いになっていることもございますけれども、その方々については、その施設等がなくなっても活動は続けられるものと考えます。

以上です。

松隈清之委員

取り壊しをしなければならないんでしょうけれども、ここは取り壊したあと、用地はどのなるんですかね、売却をされるんですか、予定としては。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

教育委員会生涯学習課といたしましては、この跡地については、今のところ利用予定はございませんので、最終的には売却を含めて処分をしていくことになろうかと思います。

以上です。（「結構です」と呼ぶ者あり）

下田寛委員長

ほかにございますでしょうか。

[発言する者なし]

それでは質疑を終わります。

以上で、教育委員会事務局関係議案の質疑は終了いたしました。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

報 告（教育委員会事務局教育総務課）

給食センターの経過について

下田寛委員長

続きまして、議案外ではございますが、執行部より報告事項がありますので、これをお受けしたいと思います。

それでは、給食センターの経過について報告をお願いいたします。

白水隆弘教育次長

お手元に、A4、1枚の資料をお渡しをしておと思いますが、前9月議会であらかた前半の部分を御説明しておりますけれども、初めての委員さんおられますので、頭から御説明をさせていただきたいと思います。

まず、もともとは昨年4月16日の熊本地震によりまして、給食センターの天井部分——主に天井部分でございますけれども——が被災したということに端を発しますところの第三者委員会の報告書を6月16日に受理をいたしております。

その日のうちに、鳥栖市の方針といたしましては補修を検討すると。瑕疵担保の責任において補修を選択するということを尊重するという決断をさせていただいております。

います。

また、6月23日には、その報告書尊重という内部の選択を受けまして、業者（安井・今泉）となっておりますけれども、設計及び施工監理の業者は安井建築設計事務所、それで施工業者が、今泉・鳥飼の共同企業体ということで、代表者の今泉建設という意味で安井・今泉となっておりますのでございます。その両業者と協議をさせていただいたところでございます。

6月26日に同様の内容で、顧問弁護士に弁護士相談を行っているところでございます。

その結果といたしましては、瑕疵担保請求により補修をすることが相当であるというようなお返事をいただいております。

また、損害賠償を排除していない状態ではございますけれども、いきなり損害賠償をするということであればトラブルに発展する可能性があるので、まずは報告書に従って3者の協議を行い、瑕疵担保請求以外の部分についても協議をすべきだというふうな弁護士の――鳥栖市の顧問弁護士でございまして――お答えをいただいております。

それを受けまして7月4日、業者から補修申し出の提案書を頂戴しております。

引き続き7月10日に、補修提案書の受理をもちまして弁護士相談をさせていただいております。

弁護士相談の内容につきましては、ほぼ同様の内容の返答をいただいております。

続きまして、太枠の部分でございまして、これは9月議会以降に新たに発生した部分でございまして、9月議会で御説明をさせていただきました以降に発生した部分でございまして。

7月31日に鳥栖市給食センターの新築工事は是正工事の協議に係る覚書というものを取り交わしております。この覚書の内容につきましては、是正工事、それから瑕疵担保責任の範囲を確定するために、私どもが所有しております公文書の開示等が必要となっておりますので、その手続等に関する協議覚書を安井、今泉両業者と結んでおるところでございまして。

続きまして、8月22日でございまして、鳥栖市学校給食センター新築工事に関係する担当者及び当時の担当部課長に対しまして、もともとの設計にあったものから現在の天井仕様の見直しに関しまして、その方向性を決めたのはいつごろからなのかということに関しまして、当時の担当者及び当時の担当部課長につきまして聞き取り調査を実施しております。この件につきましては、9月議会で御報告をさせていただいております。

続きまして、11月9日でございまして、作業の仕分け案を受理いたしまして、一応、市長決裁までさせていただいておりますけれども、その内容につきまして、私どもと折り合わない部分等がございまして、今現在差し戻し協議中でございます。

先週ぐらいにお返事をいただく予定でしたが、内容の精査をしましたところ、いまだ納得できるようなところに到達しておりませんので、差し戻して内容を確認中ということでございます。

これからの予定でございますけれども、作業仕分けが進みましたところで、私どものところの、先ほど申しました顧問弁護士にその作業内容の仕分けの妥当性の確認をさせていただき、その後、第三者の法的機関、例えば、今、私どももくろんでおりますのは第三者委員会の委員長でありました奥田弁護士に再度、同じような内容で問い合わせをした上で確定をさせてまいりたいと思います。

その時点で、もし鳥栖市の持ち出しが発生するようであれば当初予算に反映をさせていただきたいと考えておるところでございます。

そのほかの手順といたしましては、あと工期、工程の協議をいたしまして、修理、施工に関する何らかの覚書なりを締結いたしまして施工に入っていくという段取りになろうかと思っております。

調理エリアにつきましては、どうしても夏休み期間中でなければできませんので、調理エリアにつきましては夏休み期間中ということで考えております。その他の分につきましては、それよりも以前に着手が可能なところは、その他行事の都合を整理いたしまして、なるべく早く着手をさせていただきたいと考えております。

なお、調理エリアの天井裏部分、それから配送エリアの部分につきましては、まだ詳細の天井裏の調査が済んでおりませんので、これは夏休み中に調査をして、必要であれば何らかの予算措置が考えられるということでございますが、これは実際、登って詳細点検をしてみないとわからない部分があるかというところでございます。

現在のところは、以上でございます。

なお、9月議会におきまして、松隈委員より、天井の形状変更にかかわる書面等の発見ができなかったということで私どもお返事をさせていただいておりますけれども、その件について再度、調査をせよということを仰せつかっておりましたので、その点につきまして、今日まで書面等の所在を確認させていただいておりますが、報告書、それから9月議会で御報告をさせていただいておりますように、その天井変更にかかわる書面等の発見はいまだできておりません。

これは、もう事実でございます。

以上でございます。

下田寛委員長

それでは、ただいまの報告について、質疑があればお受けしたいと思います。

松隈清之委員

先ほど、天井の仕様変更に関する業務の流れと申しますか、記録が全くなかったということでございますが、当時担当をされた方は、何をもって変えようと思ったのかが結局わからずじまいっていうことですよ。

何をもって、じゃあ変更するに至ったのか、その決裁はどういう流れでどう動いたかっていうのは、これわからないまま終わりっていうことですかね。

白水隆弘教育次長

書面等の書類確認はわからないまま、今現在わからないままでございます。

松隈清之委員

前回もお聞きしましたが、普通、あり得ないですよ。あり得ないんですよ。

あり得ないことが起こっているということがもちろん、結果として地震が起こったということですね、今回いろんなことが発覚しましたが、地震が起こらなければ多分わからないことですよ。だから、業務の進みぐあいついていうか、進めぐあいついて、意思決定に関する流れとかっていうのに関して記録が全く残ってないっていうのは恐ろしいことだと思うんですよ。

だから、今後の対応とかこの補修、その作業の仕分けとか、ここはここでもう別の議論としても、第三者委員会の中でも、これに関しては結局何も触れられてないというか出てきてなかったんで、これに関しては何らか、ちゃんと考えるべきじゃないかなと御意見を申し上げておきたいと思います。

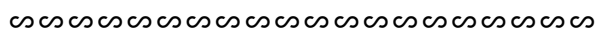
下田寛委員長

ほかに質疑、ございますでしょうか。

よろしいですか。

[発言する者なし]

それでは、質疑を終わります。



下田寛委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

あと、現地視察はどうしますか。

松隈清之副委員長

各委員のほうからは、特に現地視察の要望等はなかったもので、もう現地視察はなしという

ことでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、委員長お願いします。

下田寛委員長

わかりました。

それでは、20日は午前10時から委員会は開催いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日はこれをもって散会いたします。

午後 3 時14分散会

平成29年12月20日（水）

1 出席委員氏名

委員長	下田	寛	委員	中村	直人
副委員長	松隈	清之	〃	飛松	妙子
委員	齊藤	正治	〃	竹下	繁己
〃	尼寺	省悟	〃	西依	義規

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

総務部	長	野田	寿
総務課長兼選挙管理委員会事務局長		実本	和彦
総務課庶務防災係長		古賀	庸介
総務課文書法制係長		江下	剛
財政課	長	姉川	勝之
契約管財課	長	三橋	和之
会計管理者兼出納室長		松隈	久雄
監査委員事務局	長	岡本	昭徳
議会事務局	長	緒方	心一
企画政策部	長	石丸	健一
総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長		鹿毛	晃之
総合政策課長補佐兼政策推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室長補佐兼地方創生推進係長		田中	秀信
まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長		藤川	博一
情報政策課	長	古澤	哲也

教	育	長	天	野	昌	明
教	育	次	長	白	水	隆
教	育	総	務	課	長	江
教	育	総	務	課	総	務
学	校	教	育	課	長	平
生	涯	学	習	課	長	兼
		図	書	館	長	佐
						藤
						敦
						美

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 武田 隆洋

5 審査日程

自由討議

議案審査

議案甲第39号 鳥栖市条例を廃止する条例の一部を改正する条例

議案甲第43号 鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第44号 鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例

議案甲第45号 鳥栖市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案乙第31号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

議案乙第36号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

〔総括、採決〕

総務文教常任委員会の閉会中の継続審査の件

〔採決〕

報告（総務部財政課）

佐賀県競馬組合の状況報告

〔報告、質疑〕

所管事務調査

6 傍聴者

1人

7 その他

なし

午前 9 時 58 分開議

下田寛委員長

本日の総務文教常任委員会を開きたいと思います。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

自由討議

下田寛委員長

それでは、委員間での自由討議を行いたいと思います。

今回、付託された議案を含めて議員間で協議をしたことがございましたら、発言をお願いいたします。

〔発言する者なし〕

それでは、今お手元に、先日皆さんと御協議をいただいた陳情の協議結果についてということで、ペーパーを準備させていただいております。

このような形で議長に申し送りをしていきたいと思っておりますが、皆さんの御意見等いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。(発言する者あり)

よろしいですか。

西依義規委員

いや、委員会としてはどういうふうっていうのは書かないということですか。

下田寛委員長

特に協議の中では、委員会としてそういった意見があれば書こうと思いましたが、一応、そのやりとりをまとめただけです。

それ以上何かあれば、ここで話し合っつけ足すことはできると思いますが。

西依義規委員

僕、聞いてて、この地元産の木材使用の考え方については大筋皆さん認められた上での意見だったような気がするんですが、その上、前提が飛んでるような気がするんですが。

じゃなかったですかね。(発言する者あり)

そう、その趣旨は理解しますが、が、ついとったような。(発言する者あり)

下田寛委員長

それをちょっと、文言を入れとったほうがいいということですね。

西依義規委員

大前提として、地元の業者さんとか地元産を使うのは、おおまかこの委員会でも異論が出なかったということを前提として、その上で、供給量の確認や木を植える計画についても検討すべきだという意見であったように思いますが、私は。

下田寛委員長

皆さん、どげんですか。

その文言足しますか。

[発言する者なし]

何か、ありますか。竹下さんどうですか。（「いい文言があれば」と呼ぶ者あり）

竹下繁己委員

私も賛成です。

今の西依議員の意見に賛成です。

下田寛委員長

じゃあ、4行目の、またのところに、陳情の趣旨においてはおおむね賛成するが、という
ような文言を入れますか。（発言する者あり）

賛同するが。（発言する者あり）

理解するが。

陳情の趣旨については理解するが、にしますか。賛同するが、にしますか。（発言する者あり）
（「賛同じゃないでしょうね。」と呼ぶ者あり）

理解する。（「理解するのほうが、言葉的にいいと思います」と呼ぶ者あり）（「受給量の確認
ができれば、その次の段階に行きますっていう、ことですかね」と呼ぶ者あり）

じゃあ、また以降のところで、また委員会の総意として、陳情の趣旨についてはおおむね
理解するが、委員より、市内木材の需要に対するっていう形でつけ足すということでもいいで
すかね。

何か違和感ありますか。

[発言する者なし]

いいですか。

じゃあ、それでいいなら、それで整理をして。

もう配付しなくていいですね。それで、議長に申し送りしたいと思います。

では、お願いします。

じゃあ、ほか、何か自由討議ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないですか。

それでは、自由討議を終わりたいと思います。

執行部を入室させますので、暫時休憩いたします。

午前10時3分休憩

oo

午前10時5分開議

下田寛委員長

それでは、再開をいたします。

oo

総　　括

下田寛委員長

これより総括を行います。

議案についての質疑は終了いたしておりますが、審査を通して総括的に御意見等ございましたら発言をお願いいたします。

なお、議案外の所管事務についての御意見などは採決後に時間を設けたいと思っておりますので、総括については、付託議案の審査を通じての総括的な御意見をお願いいたします。

いかがでしょうか。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、総括を終わります。

oo

採　　決

下田寛委員長

これより採決を行います。

採決につきましては、給与関係の議案がございますので、甲議案より先に行いたいと思います。



議案甲第39号 鳥栖市条例を廃止する条例の一部を改正する条例

下田寛委員長

まず、議案甲第39号 鳥栖市条例を廃止する条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。



議案甲第43号 鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

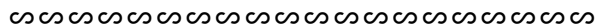
下田寛委員長

次に、議案甲第43号 鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



議案甲第44号 鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例

下田寛委員長

次に、議案甲第44号 鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



議案甲第45号 鳥栖市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

下田寛委員長

次に、議案甲第45号 鳥栖市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



議案乙第31号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

下田寛委員長

次に、議案乙第31号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）中、当総務文教常任委員会付託分について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案乙第31号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）中、当総務文教常任委員会付託分につきましては、原案のとおり可決いたしました。



ことに決しました。



報 告（総務部財政課）

佐賀県競馬組合の状況報告

下田寛委員長

次に、執行部より議案外の報告の申し出がっておりますので、これをお受けしたいと思
います。

お願いします。

姉川勝之財政課長

財政課、姉川でございます。

それでは、議案外ではございますが、佐賀県競馬組合の状況の報告をさせていただきます。

お手元に配付させていただいております参考資料、議案外、佐賀県競馬組合の状況報告と
いうことで配付させていただいております、その1ページ目をお願いいたします。

平成28年度の佐賀県競馬組合の決算についてでございます。

競馬組合の議会は、平成29年11月24日に開催されております。

全国の地方競馬をめぐる状況といたしましては、ほとんどの主催者で自場施設の発売額が
依然として減少傾向にあるということでございます。こうした中、前年度に引き続きJRA
インターネット投票システムなどでの発売が好調を維持したということで、全主催者の売得
金の総額は112.8%と前年度を上回っているとのことでございます。

佐賀県競馬組合におきましても、自場施設への発売分は減少したものの平成25年度から実
施の薄暮開催を実施するとともにインターネット投票の情報発信に努めたことなどによりま
して、JRAネット投票のみならず、既存の地方競馬専用インターネット発売も大幅に増加
しているとのことでございます。佐賀競馬の売得金といたしましては、前年度比で108.6%と
前年度を上回っております。

一方、歳出面におきましては、インターネット発売金の増に伴います発売業務委託料の増
や老朽化した施設の改善に係る費用の増等の要素はありましたものの、全体的な削減に努め
た結果、歳入から歳出を引いたあと、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた平成28年度の
実質収支につきましては、4,118万4,000円の黒字となっております。

続きまして、参考資料の1ページ目下段から2ページにかけてでございますが、平成28年度におけます歳入、歳出の決算額につきましては、歳入総額が188億5,455万7,000円。歳出総額が187億9,381万1,000円ということで、先ほど御説明いたしました実質収支といたしましては4,118万4,000円。

これに、基金の積立金等を加えたあと、前年度の純繰越金を差し引きました単年度実質収益額につきましては、4億2,476万1,000円の黒字ということとなっております。

以上、簡単ではございますが報告を終わらせていただきます。

下田寛委員長

ありがとうございました。

この際ですので、確認をしたいことや御意見等がありましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

[発言する者なし]

よろしいですか。

それでは、以上で執行部からの報告を終わります。



所管事務調査

下田寛委員長

以上で、付託議案の審査は終了いたしました。これ以外に当総務文教常任委員会の所管事項について御意見やお聞きしたいことなどがありましたら、この際ですのでお伺いしたいと思います。

いかがでしょうか。

西依義規委員

市庁舎整備について、議案外で御説明を受けました点で、多分、鳥栖駅周辺整備はもちろんJRさんとか相手方があるんで、市民の意見とかなかなか受け入れられない部分があるのは十分わかりますし、こないだも決議書で市長もちょっと説明にこられたみたいに、執行部側と我々議会とそして市民の少し距離感を感じるんですが、今回、市庁舎整備は、本当、市だけの事業なんで、もうちょっと市民の皆様の――僕はこれを市民参加のツールに使っていただきたい。

この市庁舎、我々鳥栖市の、私たちの市役所つくりませんかという、つくるという意味合

いで、まちづくり推進協議会とかで対一の構造をするから皆さん行きたがらないのであって、そこでまず市役所っていうものを皆さんの手でどういう市役所をつくりましょうか、これは、あくまで鳥栖市がつくった案をたたきにですね。そうした議論を展開するような形で、今、第5章までしかできていませんが、第6章を何とかそういうふうな形で7万人の市民のつくった市役所という形をつくっていただかなければ、どうも後々、実際、実施設計とか先々になって市民の方々からいろんな声が出てくるのではないかなと思いますんで。ぜひ、委員長は、各センターでやったほうがいいんじゃないかという意見もありましたんで。

あともう一つ、囑託員会で説明しますと各課がよく言われるんですけど、それはそれで区長さん方、大事な地域に根差した方ですけど、市民協働と言いながらまち協というものをつくっているのにそっちをあんまり協議の材料に使わなくて、必ず囑託員会に行くっていうのもどうかなと思うんで、ぜひまち協さんとかにこういったテーマを投げてみて、議論して、もちろん100%受け入れられないのわかりますんで、そういったところで何とかこの市民参加とか、市民協働、何かそういったことをこの市役所を使って実現していただきたいなという、あくまで意見ということで、お願いします。

下田寛委員長

答弁は求めませんか。

西依義規委員

何か、あるのであれば。

下田寛委員長

何か所感を、ちょっといただければと思います。

石丸健一企画政策部長

直接、市民の方に御説明するという事は非常に大切なことだというふうに思っておりますので、先日委員会でお示しした回数以上の、どういうやり方っていうのは検討したいというふうに思っております。

下田寛委員長

よろしいでしょうか。

ほか、ございますでしょうか。

飛松妙子委員

今の西依議員の言っていることにプラスして、私も議会質問させていただきましたが、若者とか女性の意見がやっぱり——いろんな調査で女性は50%以上行っているってことではあるんですが、若者っていったところで見るとやっぱりまだまだ少ない。それで、これから50年、100年先を見たときに誰がこの鳥栖市を担っていくのかっていうとやっぱり若者、ま

たは子供たちになってまいりますので、そういった面ではそういう方たちにもわかりやすく御説明をいただけることを心がけていただいて、また御意見もいただけたらと思います。

以上です。

下田寛委員長

答弁は求めませんか。

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

いいですね。

ほか、ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

じゃあ、ちょっと私も1つ。

私、一般質問の中で、幼児教育についてというのを質問したときに、所管がありませんという答弁だったんですよね。幼児教育の担当課はないと。

確かに、条例上はないんですけれども、そのこの整理をするのであれば、恐らく総務が中心になって、この部分はここですよっていうのをせないかんのじゃないかなと思うんですけど、そこについての考えを伺いたいんですけれども。

野田寿総務部長

所管については、今、標準的な事務分掌ということで事務分掌を各課ごとに記載しております。今回の、非常に申しわけない感じであります。

明記されてなかったという部分が一つの問題だったと思いますけれども、そこについては教育委員会、それから子ども育成課のほうと十分協議して、明記すべきだということであれば明記していきたいと、総務のほうで。

明記するということになれば総務課のほうで所管しますんで、明記が必要だということであるならば明記していきたいと考えております。

以上でございます。

下田寛委員長

答弁自体は前向きなものだったと受けとめてますんで、整理していただきたいなと思ってますんで、よろしくをお願いします。

松隈清之委員

教育委員会のほうから報告いただいたやつで、給食センターの地震による破損、それからその流れの中で出てきた一連の中で、調査をお願いしていた中で、天井の仕様について文部科学省のほうからもそういう通知が来て、特定天井と。それに沿う形での仕様の変更を出したと。ただ、いつ、どういった流れで仕様の変更が、教育委員会の中で決定されたかってい

う事務の流れが非常に現時点ではわからなかったという報告を受けています。

これは、委員会の中でも申し上げましたけれども、今回たまたま地震というものが起きてそのことが発覚したんだけど、事務を進めていく中でね、そういう、いつ、誰がどういう意思決定をどうやってやったかっていう記録が残らず、なおかつ記憶にも残っていないということは、非常に問題のある仕事の進め方であると。

これは、教育委員会だけではなくて、これは先ほど申し上げましたように、たまたま発覚したんですね、それが。だから、もしかしたらそういうことがほかの部署でもあっているかもしれないけど、ただ、たまたま今わかっていないっていうことかもしれないので、この事務を進める中で誰がどういう意思決定をどういうふうにしたかっていう——もちろん記憶にとどめておくべきでしょうけど。記録も含めて、これ、責任の所在が今のところわかっていないままなんですよね、結局は。

既に、早い段階でこれは——それをよかったと言うのか悪かったと言うのかよくわかりませんが——一定の処分はされているんですよ。原因がよくわからないうちに、初動の悪さについての処分が既にされているんですけども。実際調査していく中で、いまだにそういった、なぜそういう仕様変更に至ったかっていうことについてはわからずじまい。

その事務の進め方とかあり方——結果としてですよ——そういう流れになっていたことに対する問題というのはまだ整理をされていないし、それがほかの部署で行われていないかどうかともわからないっていうことでもありますので、そこは再度、事務の進め方については注意を払っていただきたいなと思います。

下田寛委員長

よろしいですか。

ほか、いかがでしょうか。

[発言する者なし]

所管事務調査の中で、総括的な御意見を多々いただきました。じゃあ、終わります。

それでは、以上で所管事務についての協議は終了いたしました。



下田寛委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて、総務文教常任委員会を閉会いたします。

午前10時22分閉会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会総務文教常任委員長 下 田 寛 ④

